

国民からの意見募集（パブリックコメント）により寄せられた 意見及びその対応案

<意見の分類>

- A：検討の対象とするもの
- B：施策実施に当たって参考とするもの
- C：すでに検討済みのもの
- D：犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないもの、事実誤認であるもの等

・国民からの意見については、誤字・脱字の修正、内容の一部要約等をした上で掲載したものであり、不正確な部分があると思われるものについても、そのまま掲載している。

・同趣旨の意見については1つにまとめている。

I 計画期間・基本方針・重点課題・推進体制

番号	分類	意見内容	分類案	対応案
第2 基本方針				
1	基本方針	<p>「基本計画」の「4つの基本方針」「5つの重点課題」について異存はないが、その前提として、「心神喪失等により不起訴処分となった事件の被害者等」もその施策の対象となることを明確にすべきである。現状はそのことが不明確のまま、司法・医療観察現場では、事実上刑法39条事件被害者の「知る権利」への不条理・理不尽な制限が継続している。具体的には、</p> <p>① 上記の前提について「基本計画」の所轄官庁である警察庁長官名の「通達」等により、関係機関への周知徹底を図ること。</p> <p>② その視点から現行の刑事訴訟法・更生保護法等の司法手続き、精神保健福祉法・医療観察法等の医療・福祉制度について見直し適切な是正を行うこと。</p> <p>③ 警察庁・検察庁・裁判所等が発行する犯罪被害者向けの広報媒体等について「医療観察処遇事案の被害者は支援対象から除く」等の表現は削除し改訂すること。</p> <p>④ 「II重点課題に係る具体的施策」の項目として「心神喪失等により不起訴となった事件の被害者に対する支援」を追加し具体的な施策を明示すること。</p>	<p>(全般)</p> <p>犯罪被害者等基本法は、法の対象となる「犯罪被害者等」について、加害者の別、事件の起訴・不起訴の別等による限定を設けておらず、これは基本計画でも同様です。他の御意見は参考とさせていただきます。</p> <p>(②について)</p> <p>刑事訴訟法においては、起訴された事件についても不起訴処分となった事件についても、被疑者・被告人の精神障害の有無や程度を理由として、訴訟記録の閲覧等の可否に差異を設ける制度とはされていません。</p> <p>また、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）においては、被害者の心情に配慮し、その関心に応える観点から、被害者等による審判の傍聴（同法第47条第1項）や、被害者等に対する対象者の氏名、住居、決定の年月日、主文、理由の要旨の通知（同法第48条第1項）などの規定が置かれている上、裁判所の許可を受けた場合には、被害者等が事件の記録の閲覧や謄写をすることも可能とされています（同法第32条第1項）。</p> <p>医療観察制度における被害者等に対する情報提供については、第36回基本計画策定・推進専門委員会等会議において検討済みですが、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>(③について)</p> <p>犯罪被害者等向け広報媒体等のうち、法務省刑事局で作成し、検察庁において配布している、犯罪被害者保護・支援のための諸制度について解説した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を指しているのであれば、「医療観察処遇事案の被害者は支援対象から除く」等の記載はなく、同パンフレットには、「心神喪失者等医療観察法の審判に関連する被害者支援」として犯罪被害者保護に係る制度等を説明しております。</p>	
2	基本方針	基本方針は堅持を希望する。	B	基本方針に関する御意見として、今後の参考とさせていただきます。
3	基本方針	「尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること」について、「何の」「尊厳」であるのか分かるようにされたい。	B	「個人の尊厳」を意味するものであり、御懸念は当たらないと考えられますが、今後の参考とさせていただきます。

4	基本方針	「個々の事情に応じて適切に行われること」について、警察庁及び各都道府県警察が違法な行いをする事を可能とするような誤解がない記述に改められたい。	B	御懸念は当たらないと考えられますが、今後の参考とさせていただきます。
5	基本方針	「途切れることなく行われること」について、これ自体単独であれば問題ない文であるが、他の基本方針の記述と併せて見ると、不安を抱いてしまう文と解釈される。他の文と併せて、警察庁・警察行政に対する不安を増幅されるような文であることを指摘しておく。	B	御懸念は当たらないと考えられますが、今後の参考とさせていただきます。
6	基本方針	「国民の総意を形成しながら展開されること」について、「国民の理解・賛同を得られるよう適切に展開されること」あたりが国の機関として適切であろう。	B	基本方針に関する御意見として、今後の参考とさせていただきます。
7	基本方針	「直接的に加害者から外傷を負わされた傷病者の救助にあたり精神疾患に罹患した」という状況の犯罪被害者など、犯罪や交通事故のような災害以外の現場で救助にあたった一般市民（消防で用いられる言葉で「バイスタンダー」）に対し関係法規において「明確な犯罪被害者である」という明文化がされることを切に願う。	B	御意見は、個別具体の施策の実施に当たり、今後の参考とさせていただきます。
第3 重点課題				
8	重点課題	犯罪被害者等のための損害回復・経済的支援は、この間、随分と拡充してきたが、それでもなお、犯罪被害者等からの経済的支援による回復を切望する声を多く聞き及んできている。とりわけ、再犯防止推進法等により加害者の社会復帰が推進される中、被害者の回復には経済的措置による回復への支援がないことに社会から見放されたような残念な想いをしている被害者が多くいる。犯罪被害者等が被害回復できるように、実際のニーズを聞き取り、更なる損害回復・経済的支援の検討をいただきたい。	B	損害回復・経済的支援等への取組に関する御意見として、今後の参考とさせていただきます。
第4 推進体制				
9	推進体制	計画に基づく各省庁の施策について、毎年度の予算額だけでなく決算額も公表し、両者の乖離に対する検証・評価を行ってこれも公表すべきである。現状、犯罪被害者白書には予算額しか載っていないが、これでは不十分である。	D	犯罪被害者白書には決算額も記載されています。御意見は今後の参考とさせていただきます。
10	推進体制	被疑者死亡や責任無能力による「不起訴」の被害者の場合、現状では事実上、主な支援制度から疎外される。その最たる理由は、これまでの施策により、刑事裁判の対象でない事によって、関係者が「忘れてしまう」からであるが、「支援体制の整備」の第一歩が、「取りこぼさないこと」であるのならば、これまでの「座して待つ網」ではなく、「新たな救いに行く網」を持つべきである。	B	犯罪被害者等基本法は、法の対象となる「犯罪被害者等」について、加害者の別、事件の起訴・不起訴の別等による限定を設けておらず、これは基本計画でも同様です。御意見は今後の参考とさせていただきます。
11	推進体制	3次計画においては、各施策の評価に当たっては定量的な評価を行うこととされたが、未だ多くの施策において十分な定量的評価がなされてとまでは言えないと認識している。4次計画においては、定量的評価を可能な限り白書等で明らかにすることを明記し、定量的評価が困難である施策に関しては、困難である理由を明確化するなど、一層の定量的評価の推進に努めるべきであるとする。	B	定量的評価に努めることを検討いたします。御意見は今後の参考とさせていただきます。
12	推進体制	トラウマインフォームドな視点を交えた、被害者支援の推進を御検討いただきたい。被害者が被害回復できないことによる経済的損失は大変大きいと考えている。	B	犯罪被害者等支援に関する御意見として、今後の参考とさせていただきます。

II-第1 損害回復・経済的支援等への取組

番号	施策番号	意見内容	分類案	対応案
1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）				
13	1 2	弁護士費用支援の為の資力要件が厳しすぎると思う。殆どの被害者が弁護士費用を自己負担せざるを得ない現状は、裁判参加出来ない被害者も産んでしまう。誰もが被害者になり得る以上、公平に弁護士支援が受けられ、裁判参加出来るようにすべきと考える。加害者が無条件に弁護士に守られる現状と比較しても公平性が保たれない。 また、事件直後からマスコミ対策が必要になる為、早期に弁護士に繋がれる制度が必要と考える。早期に弁護士支援を行える体制整備、その費用支援を検討いただきたい。	B	御意見は、民事法律扶助制度の活用（施策番号1）や弁護士紹介体制の確保（施策番号2）に当たり、参考とさせていただきます。
14	1 2	DV被害者に対する弁護士費用等の支援を充実させてほしい。	B	法テラスにおいては、既にDV被害者に対する法的支援として、事前の資力審査を要しない法律相談を実施しているところですが（施策番号204）、御意見は、今後の施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。
15	1 2	性的暴力の後に刑事傷害補償請求を追求している被害者に対し、専門家のサポートと管理サービスを提供することを望む。	B	御意見は、民事法律扶助制度の活用（施策番号1）や弁護士紹介体制の確保（施策番号2）に当たり、参考とさせていただきます。
16	1 2	「直接的に加害者から外傷を負われた傷病者の救助にあたり精神疾患に罹患した」ケースにおいて、民事裁判ができる道筋や支援があればという願いがある。	B	御意見は、民事法律扶助制度の活用（施策番号1）に当たり、参考とさせていただきます。
17	5	全般に交通事故事件は事実認定が杜撰なうえに、刑事手続上の判定が賠償交渉で絶大な意味を持つ。従って、初動捜査段階から、被害者側に立つ第三者機関の関与が求められる。	D	犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないものと考えます。交通事故事件における現場対応に関する意見として、適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進に当たり参考とさせていただきます。
18	6	加害者側の保険会社による、早期の示談交渉を禁止する。	B	金融庁では、「保険会社向けの総合的な監督指針」（平成17年8月12日策定）において「保険会社が示談交渉サービスを行う場合には、保険契約者保護のみならず被害者保護にも留意し、特に交渉相手が個人である場合には、相手方の主張をよく聞くとともに、丁寧かつ分かりやすい説明を行う等、十分に配慮して交渉を行うような態勢となっているか。」を監督上の主な着眼点として規定しているところ、今後も当該監督指針等を踏まえ、保険会社の態勢整備の状況について監督を行ってまいります。
19	9	受刑者が作業報奨金を被害者に対する損害賠償に充当することが可能であること、それを受刑者に周知していること、周知した結果受刑者がどう応じたのか、被害者は一切その情報を知らない。情報を公開してほしい。	B	作業報奨金については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第98条第4項において、受刑者からの申出により被害者への損害賠償に充当する制度があり、当該制度を受刑者に対し、刑執行開始時における指導等の際に告知しているほか、居室内に備えておける冊子に記載して周知を図っています。引き続き、このような制度の周知を図るなどして、被害者への損害賠償が図られるよう努めてまいります。
20	11 12	他の被害者団体と共に強く求めてきた、債務名義を得ても損害賠償を受けることができない犯罪被害者等がいるという悲痛な現状を改めるための、新たな補償制度の創設が、本計画案において、調査研究事項として位置づけられたことは重要である。諸外国の進んだ施策も参考に、早期に制度創設へと進むことを切に願う。 また、加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査等の実施について、施策番号11、12とも「…調査を行い、その結果に応じて必要な検討を行う。」とあるが、5年かけて調査検討している間に、被害者側に請求権がある10年のうち半分が過ぎることになる。調査だけではなく迅速な対応が急務と考える。	B (一部C)	御意見は、加害者の損害賠償請求の実現に向けた調査等の実施に当たり、今後の参考とさせていただきます。 なお、御意見のうち犯罪被害者等に対する新たな制度の創設に関する部分は、第33回及び36回専門委員会会議で検討済みです。

21	11 12 161	加害者に損害賠償責任を果たさせる制度設計ができるまでの間は、加害者の損害賠償が果たされない場合に、提訴にかかる弁護士費用を国又は地方公共団体が支援する制度を設けていただきたい。	B	御意見について、国の支援については民事法律扶助制度の活用（施策番号1）に当たり、地方公共団体の支援については地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進の実施に当たり、今後の参考とさせていただきます。
22	11 12	加害者に対する損害賠償の判決の効力が10年で消滅時効になるのは不合理なので、特例として消滅時効の対象としないような法改正をしてほしい。	D	犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないものと考えます。
23	11 12 13	刑法39条不起訴事件は裁判が開かれず、刑事事件としては終結するため、民事訴訟等による被害者への損害賠償請求は事実上できない。国の法制度によるこのような損害の補償については、国の責任による「被害者損害国家賠償制度」等を創設し、ホフマン方式等による被害者の逸失利益を算出して救済対応すべきである。	C	第29回専門委員会会議において検討済みですが、今後の参考とさせていただきます。
24	第1-1	被害を受けた時に就業していた場合の休業補償と比較し、学生は受けられる支援が手薄になる。それは民法の損害賠償が基準になっているのではないかと思うが、学生は事件後に時間の経過とともに負う犯罪被害の影響を抱える。この点についても考慮されることを切に願う。	B	損害回復・経済的支援等への取組に関する御意見として、今後の参考とさせていただきます。
25	第1-1	国土交通省の自賠責保険金を他の機関に貸しているならば早期に返していただき、交通被害者支援に使ってほしい。加害者は国民の税金で生活しているが、被害者や遺族は実質的に金銭的な賠償もない。	D	国土交通省においては、自動車事故被害者の救済事業を実施しているところです。自動車安全特別会計から一般会計への繰入金については、その繰戻しに向け、関係者と協議しているところです。
2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）				
26	13	同性パートナーに対する犯罪被害者給付金の支給を認めないという地裁判決が出されたが、事実婚の異性パートナーについて明文上支給が認められていることとの整合性からすると、同性パートナーに認められないのはおかしいのではないかと世論の声があがっていたと思うので、人権擁護の観点から対象とすべきことについて検討していただきたい。	C	第31回専門委員会会議において検討済みですが、今後の参考とさせていただきます。
27	13	犯罪被害給付制度については、早期支給が可能となるようにし、交通事故の自賠責保険金と同等の補償にしてほしい。	前段B 後段C	犯罪被害者等給付金については、早期裁定に努めているところですが、御意見は、今後の参考とさせていただきます。 また、「交通事故の自賠責保険金と同等の補償にしてほしい」との御意見については、第29回専門委員会会議において検討済みですが、今後の参考とさせていただきます。
28	13	性犯罪被害者について、犯罪を受けた県外でも給付金を請求出来るようにしてほしい。	B	犯罪被害給付制度や医療費等の公費負担制度については、申請者の便宜を考慮した運用に努めているところですが、御意見は、今後の参考とさせていただきます。
29	13	犯罪被害給付制度において近親者からの被害の場合にも被害者に適切に給付されるようにすること。	C	第29回専門委員会会議において検討済みですが、今後の参考とさせていただきます。
30	13 19	警察庁の犯罪被害給付制度は刑事裁判で加害者が起訴され、性暴力被害者の被害程度が身体障害が精神障害1級の認定を受けていなければならない、あまりにも性暴力被害者にとって厳しすぎる。また、国内と国外での犯罪被害者を分けており不適切である。 また、犯罪被害給付制度は年間予算が10億円と少なく、7億円程度が犯罪被害者遺族に支給され、犯罪被害者には3,000万円程度の支給にとどまっている。犯罪被害給付制度はイギリスのCICA（イギリス犯罪被害者賠償機構）など他の先進国と同様に年間500億円程度にして、警察に被害届を出していれば被害の場所や時期にかかわらず支給する制度に改正しなければならない。	B（犯罪被害給付制度はD）	犯罪被害給付制度においては、加害者の起訴等は要件となっていません。 また、被害者に障害が残った場合のみならず、重傷病になった場合にも給付される制度となっています。その他の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

31	14	「第1、2(2) 医療費負担援助」について、各自治体でバラつきがある。国としての取り組みを強化し、どこに居住しても同じように給付を受けられるようにしていただきたい。	B	御意見も踏まえ、性犯罪被害者の医療費等に係る公費負担の運用については、引き続き、できる限り全国的に同水準の公費負担の支援がなされるよう努めてまいります。
32	14	「第1、2(2) 医療費負担援助」について、「人工妊娠中絶について公費負担経費を補助する」との記述があるが、母体保護法指定病院で相手側の同意が必要と迫られる場合がある。母体保護法14条2に基づき、同意書は必要ないことを研修会で徹底していただきたい。	B	御意見は、警察における研修の実施に当たり、今後の参考とさせていただきます。
33	14 15	警察におけるカウンセリング制度について、被害者や遺族は初回から初期段階まで必須としてほしい。警察や被害者センターの犯罪専門のカウンセリングに行くことが難しい場合は、訪問カウンセリングをお願いしたい。 また、交通費の助成をお願いしたい。	B	警察においては、被害者等の要望に応じ、必要なカウンセリングの提供に努めているところですが、御意見は、今後の参考とさせていただきます。
34	15	「第1、2(3)」について、カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減とある。認定された事件に関しては、連携機関による無料のカウンセリングが実施されているようだが、「暴力がないから、抵抗していないから」との理由で同意とみなされ、認定されない事件も多い。認められなかった場合、被害者の傷つきは深く、回復にも時間を要する。カウンセリングの費用負担補助を認定されなかった被害者にも適用していただきたい。	B	警察においては、被害者等の要望に応じ、犯罪被害に起因して必要となるカウンセリングの提供に努めているところですが、御意見は、今後の参考とさせていただきます。
35	15	都道府県警察本部は性暴力被害者の臨床心理士のカウンセリング代、精神科医の治療代、性感染症の検査・治療代は警察に被害届を出していれば、被害場所と時期にかかわらず回復するまで全額支払うべきだ。現在の都道府県警察での臨床心理士のカウンセリング交代制度は被害の場所や時期に制限が多く性暴力被害者に適切に交付されていない。	B	警察においては、被害者等の要望に応じ、必要なカウンセリングの提供に努めているほか、性感染症等の検査費用等に要する経費の公費負担の充実に努めているところですが、御意見は、今後の参考とさせていただきます。
36	15 59	警察及びワンストップセンターの公費負担に関して、被害者の居住地と被害地の都道府県が違う場合などに公費負担が受けられないことがないように調整・整備を行うこと。 また、医療機関を受診した後にワンストップセンターに相談した場合に、公費負担が受けられないことも多く、相談が前後しても公費負担が受けられるようにすること。	B	ワンストップ支援センターについて、御意見は今後の施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。 また、警察においては、ワンストップ支援センターとの連携強化に努めているところですが、御意見は、今後の参考とさせていただきます。
37	15	都道府県警察本部の犯罪被害者支援課でPTSDの心理検査とエビデンスのあるPTSDの治療ができる臨床心理士と精神保健福祉士を雇用し、心理相談の専門性を上げるべきだ。	B	警察においては、臨床心理士等の資格を有するカウンセラーの配置促進に努めているところですが、御意見は、今後の参考とさせていただきます。
38	15	カウンセリングについて、警察内のカウンセラーの増員や民間機関における実施に対する公費負担について、地域格差のないように充実させること。	B	警察においては、臨床心理士等の資格を有するカウンセラーの配置促進やカウンセリング費用の公費負担制度の適切な運用に努めているところですが、御意見は、今後の参考とさせていただきます。
39	15	精神科医療機関等に対して公費カウンセリング制度について周知等を図るために、支援者が犯罪被害者等に説明する際の参考資料となる内容を明記した全国共通のパンフレット等の作成をお願いしたい。併せて、同制度の対象を急性期の犯罪被害者等に限定せず、複雑性PTSDや病的悲嘆のご遺族等、中長期に生活課題を抱える犯罪被害者等にも適用できるように制度の再設計をお願いしたい。	B	警察においては、カウンセリング費用の公費負担制度を含む各種被害者支援施策を記した「被害者の手引」を作成しており、また、公費負担制度の適切な運用に努めているところですが、御意見は、今後の参考とさせていただきます。
40	15	警察署にソーシャルワーカーを配置してほしい。被害直後に、警察の事情聴取を受けたり、実見分分に立ち会ったりすることは、犯罪被害者にとって非常に苦痛なことである。被害者・遺族のケアを行い、ストレスを少しでも軽減させるため、警察署内にソーシャルワーカーを配置してほしい。	B	警察においては、臨床心理士等の資格を有するカウンセラーの配置促進に努めているところですが、御意見は、今後の参考とさせていただきます。
41	16 142	司法解剖に関わる費用負担や配慮の拡充を求める。司法解剖は遺族の意向に関係なく行われることから運搬費用の負担軽減を望む。司法解剖を行う際の搬送時に配慮を行うガイドラインの作成をお願いしたい。 また、公費でエンバーミングや司法解剖後の措置、例えば、ホチキス止めや黒い糸など使わない措置等の配慮ができるよう司法解剖を請け負う医療機関とも協議して、方法を変えていただきたい。	B	警察においては、司法解剖後の遺体を遺族宅等まで搬送する費用について公費により負担しているところですが、御意見は、今後、司法解剖を請け負う機関との協議等を行うに当たり、参考とさせていただきます。

42	17	地方公共団体による見舞金制度等の導入促進を実効あるものとするためには、地方公共団体への財源措置まで踏み込んだ計画とすることが必要である。計画案文に「犯罪被害者等に対する見舞金制度等を導入した地方公共団体に対する特別交付税措置等の財源措置を検討する」ことを追記していただきたい。	C	第33回専門委員会会議において検討済みですが、今後の参考とさせていただきます。
43	17	「見舞金制度」との表現の変更を検討してほしい。「給付金制度」や「支援金制度」のような表現が望ましい。多様な施策を包含する「給付金制度」や「支援金制度」のような表現の方が、地方公共団体の施策検討に役立ち、施策の網羅的な把握も可能とする。給付型経済的支援施策の目的とその名称にずれが生じつつあり、地方公共団体による施策立案、運用の選択肢を狭めかねない。施策の目的は、「見舞金」として社会の連帯共助を示すというよりも、負担軽減や回復の後押しという性格が現状には即している。	C	第33回専門委員会会議において検討済みであり、原案を維持させていただきます。
44	17	犯罪被害者本人や家族に病気や障害（身体・精神および発達）をもつ者がいた時、身体や心に負担がかかり、重症化するリスクがある。そうした家庭の場合には、犯罪被害者が望む場所に警察官や弁護士、カウンセラー等々が出向く、あるいは、必要な場所にたどり着くためのタクシー代を支給してほしい。	B	御意見は、民事法律扶助制度の活用（施策番号1）に当たり、参考とさせていただきます。 また、警察においては、被害者の方やその家族の状況等に応じ、その心情等に配慮した対応に努めているところですが、御意見は、今後の参考とさせていただきます。 さらに、地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進の実施に当たり、今後の参考とさせていただきます。
45	18	預保納付金の活用において民間支援団体が継続して支援体制を維持できるように運営費などにも助成できるようにすること。	C	第34回専門委員会会議において検討済みですが、御意見は、民間被害者支援団体への財政援助の充実に関する施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。
46	18	民間団体による相談電話の24時間化のため、公的資金による恒久的な支援の可能性についての検討を要望する。目下、国費においてワンストップ支援センターの相談電話を24時間化する方向で検討が進められているものと承知しているが、であれば、現在、預保納付金の財源を元に展開している全国被害者支援ネットワークのいわゆる「ナビダイヤル」の24時間化についても、国費による整備が検討されて然るべきではないかと思う。	B	御意見を踏まえ、被害者の利便性向上の観点から、「ナビダイヤル」への対応を含めた民間被害者支援団体による相談対応の実態把握に努めてまいります。
3 居住の安定（基本法第16条関係）				
47	20-24	地方公共団体による公営住宅への優先入居等と併せて、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅の入居要件の緩和や家賃減額制度の適用を推進することにより、居住の安定が一層図られると考えられることから新たに項目を起こして次のとおり記載されたい。 ・都市再生機構の賃貸住宅の入居要件の緩和等 国土交通省において、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅の入居要件の緩和や家賃減額制度の適用を推進する。	D	UR賃貸住宅は、犯罪被害者等も含め世帯属性によらず、公平に入居を受け入れています。 また、住宅の確保に窮する犯罪被害者等を支援するため、公営住宅の管理主体から、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅の借上げ等の要請があった場合には、柔軟に対応することとしており、こうした対応を含め、引き続き犯罪被害者等の居住の安定に努めてまいります。
48	20-24	被害者の居住支援はとても重要で、公営住宅の活用について早期の柔軟な対応ができるようお願いしたい。	C	第29回専門委員会会議において検討済みですが、国土交通省では、平成17年12月に通知「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」を各都道府県あてに発出し、犯罪被害者等の公営住宅への優先入居等について周知しているところです。
49	20-24	性犯罪被害者の公営住宅への優先入居等について、制度を整備し、周知すること。	C	第29回専門委員会会議において検討済みですが、国土交通省では、平成17年12月に通知「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」を各都道府県あてに発出し、犯罪被害者等の公営住宅への優先入居等について周知しているところです。
50	23	犯罪被害者等が住居を移らなければならない理由は多岐にわたる。公営住宅は、立地が限られるので、民間賃貸住宅への入居を原則とする。	C	第29回専門委員会会議において検討済みですが、民間賃貸住宅の活用にあっては、平成29年に改正されました住宅セーフティネット法に基づき、犯罪被害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録を推進しているところです。

51	25	未だに「公的シェルター入居を断られた」と言う話を聞く。精神的DV・性的DV・経済的DV等が理由でもきちんと公的シェルターに入れるように周知徹底して欲しい。	B	昨年7月に各都道府県に対し『「婦人保護事業の運用面における見直し方針について」を踏まえた関係通知の改正及び留意事項について』を通知し、DV、性暴力、障害等、様々な困難を抱える女性に対して、相談から心身の健康の回復、自立支援に至るまでのすべての過程における婦人保護事業による支援が行き届くよう依頼しており、御意見も踏まえ、引き続き周知に努めてまいります。
52	25	婦人保護事業は、売春防止法に基づき要保護女子の保護・更生を図ることを目的として、途中から配偶者からの暴力の被害者である女性の保護を図ることも加えられた。そうした経緯のあるシェルターは単身者用個室が整備されていない、DV被害にあった女性と子どもの利用が主となっているなどがあり、性暴力被害に遭った女性が利用しやすいような、シェルター整備を早急に取り組んでいただきたい。	B	一時保護委託の積極的な活用を進めるとともに、御意見も参考に、引き続き、婦人保護事業の見直しにおいて、DV被害や性暴力被害からの回復支援など困難な問題を抱える女性を対象とした専門的な支援を包括的に提供できる制度の構築に向けて検討を行ってまいります。
53	29	自宅以外にも、普段移動手段としている車などが被害にあった場合、その修理やクリーニング費用の補助をする制度を検討していただきたい。	B	御意見は、犯罪被害者の経済的負担の軽減に関する施策の検討に当たり、今後の参考とさせていただきます。
54	31	性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援について、マンパワーが絶対的に足りないと思う。	B	DV被害者等自立生活援助事業については、事業を行う上で必要となる職員配置の経費を盛り込んでいるところですが、御意見については、事業実施の参考とさせていただきます。
55	第1-3	性犯罪、ストーカー、性的虐待の被害者が公的シェルターでの一時保護を望まない場合にホテルなどでの宿泊などができるようにすること。	B	被害者本人の意向も踏まえ適切な支援を進めるため、一時保護委託について、民間支援団体の積極的な活用を進めます。 また、児童の一時保護については、児童福祉法第33条において、児童相談所長が必要があると認めるときは、児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を適切な者に委託することができる旨規定されており、必要に応じ、民間施設への一時保護委託の活用を図っています。
4 雇用の安定（基本法第17条関係）				
56	37	企業において、被害回復の為の休暇制度は殆ど認知されていない。早急に働きかけを願いたい。理念は素晴らしいことも、零細企業等経済的に公的補助（100%の）がなければ、実現は不可能。	B	引き続き、リーフレットや厚生労働省ウェブサイト等により、経済団体や労働団体をはじめ事業主や被雇用者等に対して、あらゆる機会を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や被害回復のための休暇制度等について周知・啓発を図ります。今回頂いた御意見は今後の周知啓発に当たり、参考とさせていただきます。
57	37	性犯罪被害者の雇用が継続できるように休暇制度の充実やその周知を図ること。性犯罪被害では職場に知られたくない場合も多く、被害者に対する特別休暇が利用しづらいこともあるかもしれないので、一般的な休暇の制度の利用を促すことも必要である。	B	引き続き、リーフレットや厚生労働省ウェブサイト等により、経済団体や労働団体をはじめ事業主や被雇用者等に対して、あらゆる機会を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や被害回復のための休暇制度等について周知・啓発を図ります。今回頂いた御意見は今後の周知啓発に当たり、参考とさせていただきます。

58	第1-4	<p>人事院及び総務省において、国家公務員の特別休暇の種類に「犯罪被害」を加えることについて検討してほしい。犯罪被害者あるいは親族が犯罪被害者になった場合、被害届・告訴状の提出や事情聴取等の捜査活動に協力するため、あるいは、公判における意見陳述等刑事手続における被害者としての権利行使等のために休暇を取得せざるを得ない場面は多岐に及ぶ。現行の国家公務員の特別休暇制度をみると、「官公署出張」「出勤困難」等の種類があるが、理由の例示を見る限りでは、被害者等としての休暇取得が想定されているとは言い難い。公務員制度の一環として、明記することを検討していただきたい。被害者等の被害回復のためだけでなく、捜査から公判に至る過程で被害者が果たさなければならない役割や活動に対して更なる配慮が必要だと考える。このことは、捜査機関への被害者等への協力を確保するという意味においても、被害者等の権利を保障するという意味においても重要である。国が率先して制度整備を図ることが、自治体や民間企業はもとより、社会の意識を変えることに大いに寄与するものと考え。</p>	D	<p>国家公務員の休暇については、人事院において、従来より情勢適応の原則の下、民間における普及状況に合わせることを基本に、適宜見直しが行われているものと承知しています。</p>
59	第1-4	<p>ハローワークにおける犯罪被害者の就職支援については、加害者が社会復帰するための就職支援を上回る制度を構築してほしいと強く願う。</p>	B	<p>公共職業安定所においては、様々な事情を抱えている求職者がいらっしゃるため、求職者一人ひとりの状況に応じて、担当者制による支援や心理的援助など必要な支援を行っているところです。引き続き、犯罪被害者の方を含め求職者一人ひとりの状況やニーズを丁寧に把握し、必要に応じて関係機関とも連携しつつ、きめ細かな就職支援を行うよう指導してまいります。</p>

II-第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

番号	施策番号	意見内容	分類案	対応案
1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）				
60	38	「PTSD対策専門研修」の対象者に公認心理師、臨床心理士も含める必要があると思う。	D	厚生労働省において実施している「PTSD対策専門研修」は、公認心理師や臨床心理士などの心理職も対象となっております。
61	39	PTSDの診察・治療を行うことができる医療機関やカウンセリング機関が関東や関西など一部地域に集中しており、地方では専門的な治療を受けられない被害者も多いため、PTSD関連の治療やカウンセリングを行うことができる医療従事者やカウンセラーを増やすこと。 また、オンラインでの診療などの導入も検討すること。	B	厚生労働省において実施している「PTSD対策専門研修」により、PTSDに対応できる医療従事者や心理職等の養成を引き続き行ってまいります。 また、研修受講者名簿を自治体に配布しており、受講者が研修で得た知識や技術が地域の中で十分に活用されるよう名簿の更なる活用を図ってまいります。 さらに、オンラインでの診療の導入については、今後の施策の実施に当たって参考とさせていただきます。
62	39	「PTSD治療に可能な医療機関についての情報提供」が有効に機能しているかどうか調査する必要があると思う。	D	医療機関の医療機能情報を提供している医療機能情報提供制度については、平成29年度厚生労働行政推進調査事業補助金における調査において、利用したことがある人を対象として「利用したことで医療機関選択に役立った」と回答した方の割合は9割を越えており、今後も、引き続き更なる活用がなされるよう情報提供サイトの周知を図っていくことといたします。
63	39	「第2、1（2）PTSD治療の可能な医療機関についての情報提供」について、性被害に関し、本当の意味で性被害に理解がある医療機関はかなり限られており、都市部に集中している。地域偏在の解消は時間がかかると思うが取り組んでいただきたく、また、交通費の援助などのサポートで、遠隔地でも専門医の治療に通えるようにしていただきたい。	B	厚生労働省において、「PTSD対策専門研修」のうち「犯罪・性犯罪被害者コース」による人材の養成を引き続き実施するとともに、自治体に配布している研修受講者名簿について、受講者が研修で得た知識や技術が地域の中で十分に活用されるよう更なる活用を図ってまいります。
64	41	医師だけではなく、公認心理師、精神保健福祉士、社会福祉士の大学・大学院等でのカリキュラムにおいても、犯罪被害者等に関する専門的知識・技術についての項目が取り入れられることが求められている。とりわけ、精神保健福祉士、社会福祉士教育には、新カリキュラムの科目「刑事司法と福祉」で加害者支援に加えて被害者支援についても組み込まれることになったものの、そのウエイトが極めて少ないことが分かっている。加害者の数だけ犯罪被害者等がいることを鑑みると、それと同レベル・量の教育内容が盛り込まれるよう検討をいただきたい。	B	公認心理師等は大学等でのカリキュラムにおける司法・犯罪分野において犯罪被害について学んでいますが、御意見は今後の参考とさせていただきます。
65	45	要望を汲み取っていただき、交通被害による重篤な後遺障害者の治療として「リハビリテーション」が加えられ、在宅介護への「環境整備」にも言及されたことは心強い。	B	施策に対する賛意（感想）として、参考とさせていただきます。
66	47	「思春期精神保健の専門家の養成」の専門家に公認心理師、臨床心理士も含める必要があると思う。	D	公認心理師等は、専門家の養成を行う「思春期精神保健研修事業」の対象となっております。

67	57	<p>性犯罪被害者の緊急避妊薬の処方について、地域格差のないように充実させること。</p>	<p>緊急避妊薬については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性の方のお気持ちに寄り添うという視点 ・ 医薬品を安全に使っていただくという視点 <p>とのバランスを取りながら対応していくことが重要と考えています。</p> <p>緊急避妊に係る診療については、本年1月、緊急避妊を要する女性が医療機関を選択する際の参考となるよう、厚生労働省のHPにおいて、対面診療が可能な医療機関の一覧を公表しました（10月19日時点で、一覧に掲載されている医療機関は全国で3,192機関）。</p> <p>また、対面診療が困難である場合には、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき、初診からオンライン診療を行うことを可能とし、薬局で調剤を受けることができます。</p> <p>こうした取組を実施するため、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① オンライン診療で緊急避妊に係る医療を適切に提供できるよう、インターネット上での医師向けの研修 ② 地域の薬剤師会が産婦人科医会と連携し、薬局において適切に緊急避妊薬の調剤や患者への対応ができるよう、薬剤師向けの研修を実施しています。 <p>引き続き、医師への研修等、総合的な施策を行い、緊急避妊を要する女性が適切に緊急避妊薬にアクセスできる体制の構築に取り組んでまいります。</p> <p>※ 令和2年11月1日時点で約1,300名の医師、令和2年11月30日時点で約4,868名の薬剤師が研修を終了。終了した医師及び薬剤師の名簿については、随時、厚生労働省のホームページにおいて公表</p> <p>※ オンライン診療については、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中において、患者と医療従事者双方の感染防止の観点から、4月10日より、緊急避妊薬の処方も含めて、初診からの電話やオンラインによる診療・服薬指導を可能としている。</p>
68	58	<p>第2、1（19）において、「医療機関に対して、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発を推進する。」とあるが、啓発はさらに進めていただきたい。専門的知識・技能を備えた看護師については、啓発とともに専門的な看護師の養成を積極的に進めるよう取り組んでほしい。</p> <p>また、ワンストップ支援センターでの病院同行に、支援員とともに専門看護師も同行が可能となるような方策を進めていただきたい。</p>	<p>御意見は、今後の施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。</p> <p>また、性犯罪被害者への適切な対応を行うに当たって必要な専門的知識と治療対応の習得を目的に、厚生労働省が開催する「PTSD対策専門研修」において「犯罪・性犯罪被害者コース」を設けており、看護師等の医療従事者等を対象に研修を実施し、人材の養成を行っております。</p>

69	58	医療機関の看護師に性犯罪の専門的知識・技能だけでなく、保護司のように社会生活の中で相談や話を聞いてくれる人が必要だと思う。	B	御意見は、今後の施策等の実施に当たって参考とさせていただきます。
70	59	ワンストップ支援センターについて、新たに「独立行政法人危機介入・直接支援センター」を創設し、都道府県庁所在地に事業拠点を置き、随時、各「市」にまで拡大する。国が、きちんとした支援の専門家を育成し、地方公共団体や医療機関等をコーディネートする独立性の高い組織を置き、日本の現状で欠けている最も重要な危機介入と初期の直接支援を実現することを求めたい。	D	犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないものと考えます。
71	59	ワンストップセンターの職員の対応により二次被害を受ける場合があり、スタッフには専門性を学ばせ、資格制度にしてほしい。心理的ケアに関しては公認心理師や臨床心理士だけでなくフェミニストカウンセラーなど幅広い心理の専門家を活用できるようにしてほしい。	C	第35回専門委員会等会議において検討済みですが、ワンストップ支援センターにおける相談員、行政職員、医療関係者に対する研修を実施しており、引き続き、相談員や関係機関の対応能力の向上を図ってまいります。
72	59	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップセンターにおいて、心理的ケアに対するニーズも高いため、地域格差なく公費負担でカウンセリングを少なくとも10回程度受けられるようにすること。	B	御意見は、今後の施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。
73	59	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターのうち、犯罪被害者等早期援助団体に指定されていないセンターの指定を進めたり、同様に早期の情報提供・連携が行えるように検討すること。	B（犯罪被害者等早期援助団体の指定はD）	ワンストップ支援センターの関係機関との連携については、コーディネーターの配置等により、強化を図っています。 なお、犯罪被害者等早期援助団体は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づき、犯罪被害者等の支援に関する広報活動や犯罪被害者等給付金の申請補助などの事業を行う団体であるなど一定の要件を満たした団体であれば、指定を受けることができますところですが、御意見は、今後の参考とさせていただきます。
74	59	「被害者支援センターの増設」には、「犯罪被害者等早期援助団体（の支部等の増設等）」も含まれることを確認していただきたい。また、全国被害者支援ネットワークの掲げる「いつでもどこでも被害者の支援ができる体制の確立への協力」も、何らかの施策として盛り込んでいただくことを期待する。	B	御意見は、今後の施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。
75	59	ワンストップ支援センターについて、規模の大きい都道府県は複数整備をする必要があり、整備にあたっては、政府は財政支援をすべきである。	B	御意見は、今後の施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。
76	59	ワンストップセンターの医療費補助の中に交通費の項目を追加してほしい。「緊急に、病院に行きたいが、交通費がなくていけない」という相談があった。警察に相談できず、ましてや知人等に頼むこともできない状況の被害者のために、医療費だけでなく、交通費の公費負担をお願いしたい。	B	御意見は、今後の施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。
77	59	ワンストップは大変良いことだと思う。ここまで相談した人はこの人、ここからはあっちの人だと、被害者をアセスメントして統一した支援はできないと思う。また、地域連携体制の確立には、協力してくれる法人等に呼びかけて、民間を引っ張ってほしいと思う。	B	御意見は、今後の施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。
78	59 63	都道府県の性暴力被害者支援センターは男性の性暴力被害者の面接相談をほとんど受けていない問題がある。センターは希望がある場合はたとえ被害者が男性であったり、臨床心理士や精神科医に治療を受けていて被害者に主治の臨床心理士や精神科医が居ても面接を断ってはならないという規則を作るべきだ。なぜならセンターで面接相談を受けなければ、警察、弁護士、裁判、病院への同行支援や治療代の支援も得られない制度に現状はなっているからだ。	D	ワンストップ支援センターでは、年齢、性別に関わらず、性暴力被害者への支援を実施しています。

79	59	都道府県の性暴力被害者支援ワンストップセンターは男性の性暴力被害者の面接相談をほとんど受けていない問題やエビデンスがある心理療法ができる臨床心理士や精神保健福祉士を雇用しておらず、専門的心理相談が出来ない問題がある。このようなワンストップセンターの問題がある制度や対応に関して、被害当事者が苦情を言える制度をワンストップセンターと都道府県は確立するべきだ。たとえばセンターの職員に対応に問題があればセンター長、センターの理事会、都道府県にもメール、電話、手紙などで苦情を伝え回答が得られ、センターの支援が改善される苦情を伝える制度（広聴制度）を確立するべきだ。現在の都道府県の広聴制度は行政的な形だけの回答しか行っていないので、ワンストップセンターと都道府県の支援に対して性暴力被害者が意見を伝え、回答が得られ、支援の改善に生かされるセンターと都道府県の広聴制度の確立が急務である。また国の各府省庁も性暴力被害者の国と自治体への苦情を受け付け、それに文書でも回答し、国の施策に当事者の意見を反映するべきだ。	D	犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないものと考えます。
80	65	現在、加害者支援においては、保護・矯正関連施設において専門に配置される社会福祉士や精神保健福祉士、臨床心理士が活躍している。一方、犯罪被害者等支援分野においては専門に配置される予算措置や配置場所の提案がなかったために、専門職の養成のニーズが高まらない状況にあり、加害者支援との不均衡状態が生じている。加害者支援に予算が更に投じられていくことへの犯罪被害当事者の反発や怒りも強い。ソーシャルワーカー専門職（精神保健福祉士、社会福祉士）に犯罪被害者等に関する専門的知識・技術を有する専門職の養成を行うための予算措置をお願いしたい。	B	御意見は、犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する専門職の養成等の実施に当たり、今後の参考とさせていただきます。
81	64-67	専門職の養成の場合、どこで研修が行われ、どんな支援につながるのか、協力とはどのようなものか明確にしてほしい。	D	基本計画に研修場所等の詳細まで記載することは困難であるものと考えます。
82	69	男性やトランスジェンダーの被害者が急性期及び中長期に受診できる医療機関を拡充し、その情報が幅広く利用できるようにすること。	B	厚生労働省において、犯罪被害者等の心のケアが必要な者への対応力を向上させるために、「PTSD対策専門研修」の中に「犯罪・性犯罪被害者コース」を設けて、医療従事者や保健師、精神保健福祉士等を対象に研修を実施していますが、御意見は今後研修の内容を検討するに当たっての参考とさせていただきます。 また、医療機関の医療機能情報については、医療情報ネットを通して、ウェブサイト上で情報提供しており、引き続き、検索機能の充実等に努めてまいります。
83	第2-1	社会福祉法第2条3項第9号に基づく無料低額診療事業については、DV被害者や人身取引被害者のほか広く犯罪被害者等が利用できるようにするとともに、医療現場にその旨を周知するため、新項目を起こして次のとおり記載されたい。 ・医療現場における無料低額診療制度の周知徹底 厚生労働省において、社会福祉法第2条第3項第9号に基づく無料低額診療制度について、DV被害者や人身取引のほか犯罪被害者等が適切に利用できるよう周知を徹底する。	D	無料低額診療事業については、広く生計困難者一般を対象とするものです。 また、対象となる生計困難者は被保護者やホームレスに限られるのではなく、それ以外の者も積極的に無料低額診療事業の対象とするよう周知しているところです。
84	第2-1	国と自治体は性暴力被害者支援に関して、被害にあった場所や時期、そして、刑事裁判で起訴されたかどうかに応じて支援する制度を現在作っているが、極めて不適切だ。性暴力被害は被害者が世界のどこでもいつでも被害にあう可能性があるし、性暴力被害の程度はたとえ刑事裁判で起訴されていなくても甚大なものだということを念頭に置いて国と自治体は性暴力被害者支援制度を作してほしい。	D	ワンストップ支援センターでは、刑事事件で起訴されたかどうかに関わらず支援を行っています。

85	第2-1	国のPTSDの治療ガイドラインを作って、PTSDの心理検査とPTSDの心理療法に関して国の指針を明確にするべきだ。国がPTSDの治療ガイドラインを作らなければ、持続エクスポージャー療法、EMDR、認知処理法などエビデンスがあるPTSDの心理療法の臨床家（臨床心理士、精神科医、精神保健福祉士）が、特に関東関西以外の地方では研修機会が無いために育たない。特にどの心理療法がエビデンスのある治療法なのか国のPTSDの治療ガイドラインのなかで明示し、国の予算でエビデンスがあるPTSDの臨床家を各都道府県で300人ずつ育成すべきだ。英米オーストラリアは体系的な国のPTSD治療ガイドラインを持っている。	B	PTSDの治療ガイドラインに関しては、国立精神・神経医療研究センターにおいて成人のガイドラインを、また、国立成育医療研究センターにおいて子どものガイドラインが作成されております。 また、厚生労働省においては、「PTSD対策専門研修」において、精神保健医療従事者（医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師等）を対象に、PTSDの診断、心理療法、薬物療法等の研修を行っております（令和2年度はオンラインによる研修を行っており、全国からの参加者が本研修を受講しております）。今後も、PTSDに対する適切な専門的医療・社会心理的対応ができる人材育成を行ってまいります。
2 安全の確保（基本法第15条関係）				
86	73	医療観察法の対象となった被害者は、加害者に関する情報提供などについてまだまだ不十分な状況であり、抜本的な見直しをお願いしたい。	C	第36回専門委員会会議において検討済みですが、今後の参考とさせていただきます。
87	72 73	「心情等伝達制度」と「被害者等通知制度」は希望者ではなく全件通知とする。	C	第33回専門委員会会議において検討済みですが、被害者等の心情は多様であり、中には、事件について、忘れたい、思い出したくないという方もおられます。したがって、そのような事件の被害者等に対してまで一律に、検察庁や更生保護官署等から連絡をして通知や心情等伝達制度の案内をするというような扱いは、差し控えるべきであり、全件通知することは相当ではないと考えています。
88	77など	再被害防止については、詳しく説明されているのは良いことだと思う。	B	施策に対する賛意として、参考とさせていただきます。
89	82	加害少年の再犯防止に関しては、法務省関係各機関も深く関わることから、担当府省庁に法務省も加えるべきではないか。	B	82の項目では、警察と学校の連携による学校内の児童の再被害防止対策について記載しており、再犯防止に焦点を当てた内容ではないことから、担当府省庁については原案維持とさせていただきます。
90	86	「第2、2（10）犯罪被害者等に関する情報の保護」の支援措置は、DV被害者の安全を守るために簡易な手続きであることが必須だと思う。	B	住民基本台帳事務におけるDV等支援措置においては、最初に申出を受けた市町村長は、申出書の写しを関係市町村に対して転送し、申出者が自ら全ての関係市町村に向いて直接申出を行わずに済むようにするなどの対応も行っておりますが、今後とも必要な措置が講ぜられるよう努めてまいります。
91	86	総務省には、地方自治体の現場におけるヒューマンエラー等による情報の漏えいを防ぐため、手続の通知だけでなく、住民基本台帳システムの改修などエラーが起りにくいようにする措置も視野に入れ、「手続の周知を図るとともに、被害者等の情報保護に必要な適切な措置の検討に努める」と修正を検討していただきたい。	D	住民基本台帳システムは、従来、各市町村において、それぞれ個別の仕様に基づき整備されてきたことから、令和元年8月から開催されてきた自治体システム等標準化検討会において、全国統一的な標準仕様書を定めることについて検討を行ってまいりました。令和2年9月11日に公表された住民記録システム標準仕様書【第1.0版】において、御指摘のヒューマンエラー等による情報漏えいを防ぐための機能も盛り込まれたところであり、この点も踏まえ、既に記載させていただいているとおり、DV等支援措置の厳格な運用について、引き続き、必要に応じて手続の周知を図ってまいりますことから、記載の修正は行わないこととさせていただきます。

92	85	<p>11月6日付けの新聞によると、2011年から全国で計62件の情報漏えい起きていと書かれている。支援措置は自動更新してほしい。もしくは、支援措置の有無にかかわらず、原則本人以外に住民票や戸籍謄本・戸籍の附票等を発行しないように法改正を希望する。</p>	<p>D</p> <p>① DV等支援措置については、被害者に係るDV等被害の状況がケースごとに様々に変化し得ることから、期間を一年と定め、申出があれば状況を確認して延長することとしています。支援措置の期間については、DV等被害者の申出に基づき、住民基本台帳法で認められている住民票の写し等の交付制度の特例的な取扱いを行うものであることから、一定の期間を区切って、状況等を確認し、適切に対応していくことが必要と考えています。</p> <p>また、住民票の写し等の交付制度については、情報通信技術の著しい発達等の社会経済情勢の変化と、それに伴う個人情報保護に対する意識の高まりを受け、平成19年の住民基本台帳法の改正により、従前の「何人でも交付を請求できる」という規定が見直され、住民票の写し等の交付請求・申出の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定することとされたところですが、各種行政手続や民間手続等において、実際に、正当な理由により本人以外の者が居住関係の公証のために住民票の写し等を利用する機会があることから、本人以外の者に全く交付しないこととするのは困難であると考えます。</p> <p>② 戸籍謄本の発行を請求することができる者については、戸籍に記載されている者又は配偶者等の親族に限られており（戸籍法第10条第1項）、市区町村長は、当該請求が不当な目的によることが明らかなきは、これを拒むことができるとされています（同条第2項）。</p> <p>また、これらの者以外については、戸籍法第10条の2第1項の各号に掲げる場合に限り請求することができるとされており、同項各号に定める事項を明らかにして請求しなければならないとされています。</p> <p>したがって、戸籍謄本の不当な請求を抑止する制度となっているところですが、DV被害者等の記載のある戸籍謄本の取扱いについては、事務連絡等で市区町村に周知しています。</p>
93	89	<p>実名発表、報道については、「被害者のプライバシー」が「公共の利益」より軽く考えられていい訳がない。まずは被害者に対し、実名発表、報道の意義を説明し、発表の承諾を得るべきだと考える。また、被害者の家族構成、年齢など、被害者本人以外の情報は、直接事件に関わりがなければ発表、報道から外すべきと考える。</p>	<p>B</p> <p>前段部分は、第33回専門委員等会議において検討済みですが、御意見は、今後の犯罪被害者等の情報の保護の実施に当たり、参考とさせていただきます。</p>
94	89	<p>マスメディアに対する犯罪被害者の報道協定を提案する。犯罪被害者が報道による二次被害をうけないために、公表する情報については被害者の意見を十分に踏まえ、報道の自由にも配慮した形で公表していただきたい。</p> <p>また、犯罪被害者の思いを伝え、近所や学生時代の同期に聞きまわることほしないようにマスメディアに協力要請していただきたい。犯罪被害者の日常を守るためにも、マスメディアと報道協定を締結するよう提案する。</p>	<p>B</p> <p>御意見は、今後の犯罪被害者等の情報の保護の実施に当たり、参考とさせていただきます。</p>
		<p>児童虐待事案においてDV被害との重複が問題となっていることから、児童虐待とDV被害の両方の側面からの支援が重要であることを警察などにおいても周知を進めること。</p>	<p>① 令和元年度「女性に対する暴力をなくす運動」においてDVと児童虐待をテーマに取り上げるなど、配偶者等からの暴力がその子供にも悪影響を及ぼすことについて周知を進めています。</p> <p>② 児童虐待事案と配偶者からの暴力事案等は相互に関連する事案であり、一方の事案の背後にもう一方の事案が潜在化していることを念頭に対応するよう、警察庁から都道府県警察に対して指示しているところであり、御意見は本施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。</p>

95	93		B	<p>③ 婦人相談所において、児童相談所、教育機関、福祉部門等の関係機関と連携する児童虐待防止対応コーディネーターを配置し、児童虐待対応との連携強化を図るための「DV対応・児童虐待対応連携強化事業」を実施しており、御意見は、事業実施に当たり、参考とさせていただきます。</p> <p>また、令和2年4月に施行された、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律において、DV対策との連携強化のため、配偶者暴力相談支援センター等の職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めることとされています。</p>
96	94	DV被害に関する法律相談は必要だが、法テラスでの相談が適切かどうかは慎重に吟味すべきと考える。加害者にシンパシーを有している弁護士も少なからずいることを前提に対策を再検討すべきである。弁護士だから全て、被害者救済に向けての活動をするとは限らないのがDV事件の特徴である。被害者に二次被害を生じさせかねない弁護士も一定数いることを前提に制度設計すべきである。	B	御意見は、DV等被害者法律相談援助の適切な実施（施策番号94）に当たり、参考とさせていただきます。
97	105	現在、警察庁において最高裁判決を受けてストーカー規制法の在り方についての検討会が開催されていると承知しているが、可能な限り検討会の成果の反映と、将来の更なる被害者の安全安心の確保のための施策の進展を展望した記述を検討していただきたい。	B	現在、「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」が行われているところであり、計画案文に反映させることは困難ですが、同検討会における検討結果の活用の適否を含め、今後の参考とさせていただきます。
3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）				
98	109 116	警察や検察が被害者や遺族に事情聴取するときは、グリーンやメンタルケアができる人の同席や内容によって弁護士が同席できるよう支援してほしい。	D	個別の事案に応じて捜査機関が適切に対応すべき問題であるものと考えます。
99	110	犯罪捜査の専門的な警察官だけでなく、幅広い職員に対して、トラウマに関する理解に基づき、トラウマに配慮した対応を行うことで再トラウマ化を防ぎ、周囲の負担軽減にもつながる「トラウマインフォームドケア」の視点を導入するような研修を行うことで、被害者に対する二次被害を防ぐこと。	B	御意見は、研修の実施に当たり、今後の参考とさせていただきます。
100	110	男性やセクシュアルマイノリティの被害者に対して理解不足による二次被害を加えないように幅広い関係者に対する研修を行うこと。	B	御意見は、研修の実施に当たり、今後の参考とさせていただきます。
101	120	女性警察官の増員を図り、被害者が希望すればどの地域であっても女性警察官に事情聴取を受けることができる体制を整えること。	B	御意見は、今後、性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置促進に当たり、参考とさせていただきます。
102	121	「第2、3（3）被害児童からの事情聴取における配慮」について、被害児童のうち、特に性虐待は、一度の面談ですべてを話すということが困難であり、独特な症状を示すこともある。性虐待の疑いがある子どもについては、時間をかけて話を聴くことができる環境作りが必要で、費用がかからず子どもから事情聴取できる仕組みが必要だと思う。また、現在、児童相談所や警察などがその役割を果たしていると思うが、マンパワーが絶対的に足りていないと思う。	B	御意見は、今後、被害児童からの事情聴取における配慮に係る取組を推進するに当たり、参考とさせていただきます。
103	第2-3	警察官向けの遺族講演研修の定期的実施を希望する。犯罪被害者への理解や配慮に欠けた言動の警察官の存在を時折見聞する。犯罪被害者等基本法の内容や理念に対する理解は、漏れなく全ての警察官の間で浸透してほしいと考える。そのためできるだけ多くの、少なくとも刑事課と交通課の警察官に対しては、遺族講演研修を定期的に行ってほしい。	B	御意見は、今後の警察における教育・研修の実施に当たり、参考とさせていただきます。

104	第2-3	<p>警察官に対する言葉遣い教育プログラムの導入を希望する。多くの警察官は犯罪被害者に対する際、おおむね丁寧に対応していただいているが、ぞんざいだったり、丁寧とは言えない口調の警察官も一部いる。犯罪被害者に対しては、原則的に丁寧でやさしい言葉遣いで接するべきである。ぞんざいな口調で対応されて傷つき、二次被害を受ける犯罪被害者が生じないよう、話し方の専門講師や、一般企業の教育研修担当者などを招いて、全警察官を対象に言葉遣いの教育プログラムを導入してほしい。</p> <p>また、注意された後もひどい言葉遣いを治さず、犯罪被害者を傷つけるような言動を繰り返す警察官がいれば、厳正な処分を適用してほしい。</p>	B	<p>御意見は、今後の警察における教育・研修の実施に当たり、参考とさせていただきます。</p>
-----	------	---	---	---

II-第3 刑事手続への関与拡大への取組

番号	施策番号	意見内容	分類案	対応案
1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）				
105	126	法義務であるので、形式的不備及び内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠く場合以外については、確実に受理されるようにされたい。	B	個別事案ごとの判断であるため、一概にお答えすることは困難であります。一般論として、捜査機関においては、告訴状が提出された場合、告訴としての要件の有無を検討し、その要件を備えている場合には、これを受理しているところです。御意見については、今後の参考とさせていただきます。
106	130	公判記録の閲覧・謄写制度は、原則、交付としてほしい。	D	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第3条第1項は、被害者等から公判記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合その他正当な理由がある場合であって、犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、裁判所は、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができるとしています。
107	132	刑事に関する手続への参加を拡充するための制度の整備等について、「被害者の権利利益の保護」を図るのであれば、公判前整理手続に被害者が参加できる権利を保障するべきなのではと考える。	D	法務省においては、平成25年1月から平成26年7月まで、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所、検察庁、法務省の各関係者が出席する「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催し、被害者参加制度について、制度上及び運用上講ずべき措置の要否等について議論を行い、その結果を踏まえ、公判前整理手続への被害者参加人又は被害者参加弁護士の関与については、法改正を行わないこととしたところですが、御意見については今後の参考にさせていただきます。
108	132	犯罪被害者等が裁判員裁判を傍聴する際、日程を早い時期に教示してほしい。事件により後遺障害を負った男性被害者の両親が、休暇を取得して裁判傍聴するために、検察庁に裁判員裁判の日程を教えてほしいと要望したが、検察庁からは、日程は教えることができないし、日程表も渡すことができないとの回答がなされた。結局、両親は、その日その日の裁判の終わりに告げられる次回の日程を確認してから、会社に休暇の連絡をしていた。裁判員裁判は、あらかじめ日程が決まっており、日程を被害者やご遺族に知らせることが、裁判の支障になるとは思えない。日にち、内容が分かり次第、傍聴する犯罪被害者等に教示していただければ、負担は軽減され、傍聴の敷居も低くなり、被害回復にもつながると思う。	B	被害者等通知制度では、被害者等が通知を希望する公判期日を通知することとしています。 なお、御意見は、今後の被害者等への公判期日の情報提供に関する運用の参考とさせていただきます。
109	133	国民にわかりやすい訴訟活動は重要だが、被害者が求める真実の究明が最低限に絞られる、証拠・争点が極端に絞られる、刺激証拠を省くなど、被害者の心情を軽視した訴訟活動にならない様にしていただきたい。	B	施策に対する御意見として、参考とさせていただきます。
110	133	具体的な記述がなく、分かりにくい内容の項になっていることを指摘する。	D	施策自体に対する御意見ではないものと考えます。
111	142	要望を汲み取っていただき、条項に「遺族の心情に配慮し」を入れていただき、心強い。	B	施策に対する賛意として、参考とさせていただきます。

112	146	「努める」を「義務とする」にしてほしい。	D	<p>犯罪被害者等への情報提供については、捜査・公判に支障を及ぼすおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれ等を考慮して相当性を判断する必要性があり、一律な対応をするものとすることは困難です。</p> <p>なお、現在においても、それらを考慮した上で事案の内容や検察官の主張・立証に関する説明を行ったり、一定の証拠の閲覧を認めたりするなど適切な対応を行っているところです。</p>
113	147	交通事件における警察の対応について、例えば、加害者に被害者の病院を教えたり、事件の状況も知らずに加害者のような尋問をすることはしないよう、警察庁から警察に指示してほしい。	D	<p>犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないものと考えます。交通事故事件における現場対応に関する意見として、適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進にあたり参考とさせていただきます。</p>
114	147	「重大・悪質な交通事故事件等」を「すべての事件」にしてほしい。	D	<p>犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないものと考えます。</p> <p>なお、「重大・悪質な」ものに限らず、全ての交通事故事件において、適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進のために教養等を実施しております。</p>
115	157	<p>「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」の報告書を踏まえて心情等伝達制度の運用の充実について検討するということは、とても良いことだと思う。こちらの検討会では、被害者等の心情に沿った議論がなされていたと思うので、是非そうしてもらいたい。</p> <p>また、その報告書を踏まえて具体的に制度の改正案や運用の改善策を検討する際には、報告書だけにとどまらずに、更に現場の具体的な声を反映させていただきたい。</p>	B	<p>御意見は、今後の検討に当たり、参考とさせていただきます。</p>
116	157	<p>保護観察中の加害者に対する心情等伝達制度について、同制度により心情や要望等を伝達しても、伝達した内容が加害者の保護観察にどのようにかかされているのかわからず、加害者からも具体的な反応がないままとなっている場合が多いと聞き及んでいることから、心情等伝達制度により伝えた内容を踏まえた指導を行うよう、その指導の充実を図ることにより、犯罪被害者等が制度利用の実感や効果を得られるようにしていただきたい。また、同制度を犯罪被害者等が利用したい場合の身元の確認の手続や必要書類の簡素化の検討をお願いしたい。同制度の申出に当たり、身元の確認のために住民票が必要とされた犯罪被害者から「なぜ被害者なのにお金を払って住民票まで用意しないといけないのか」との意見があることを踏まえ、保護観察所から市町村に対して職権で住民票を取り寄せるなどして、犯罪被害者等の負担の軽減を図っていただきたい。</p>	B	<p>御意見は、今後の検討に当たり、参考とさせていただきます。</p>
117	127 128	<p>性犯罪の証拠採取に関して、警察への届け出をすぐには希望しない場合に医療機関やワンストップセンター及び警察署内などで一定期間証拠保管する取り組みを地域格差なく行えるようにすること。膣の内容物だけでなく、レイプドラッグの疑いがある場合は血液・尿などの証拠保管も行うこと。</p>	C (ワンストップ支援センター関係はB)	<p>第31回、第33回、第34回及び第35回専門委員等会議において検討済みですが、証拠採取及び保管については、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター強化検討会議で検討してまいります。</p>
118	127	<p>次の①、②を早急に取り組んでほしい。</p> <p>① 証拠物採取のレイプキッドを保持する婦人科医を増やす。</p> <p>② 医院からの要請があれば時間内に所轄署が医院に採取物を取りに行く。</p>	C	<p>第31回、第33回、第34回及び第35回専門委員等会議において検討済みですが、今後の参考とさせていただきます。</p>
119	131 132	<p>犯罪被害者等と検察官の意思疎通について、検察側から、積極的に働きかけてほしい。</p>	B	<p>施策に対する御意見として、参考とさせていただきます。</p>

120	150 151	医療審判において、現状は不起訴処分判断根拠となる「精神鑑定書」は被害者に提示されず、担当検事からの説明と「審判決定通知書」の交付のみで理解納得できない。やはり、鑑定医による専門的所見に基づく説明が必要である。また、事件当時の精神状況について、数値評価する統一マトリックス表等一定の客観的判定方式を開発してほしい。	D	被害者等への情報提供や説明については、捜査・公判に支障を及ぼすおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれ等を考慮して相当性を判断する必要性があり、一律な対応をするものとするは困難です。 なお、現在においても、それらを考慮した上で事案の内容や検察官の主張・立証に関する説明を行うなど適切な対応に努めているところで
121	150 151	情報提供、説明は、希望に応じてではなく、また、努力義務ではなく、義務とする。どこからも、きちんとした説明がないため、被害者等は深く心を傷つけられる。	D	被害者等への情報提供や説明については、捜査・公判に支障を及ぼすおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれ等を考慮して相当性を判断する必要性があり、一律な対応をするものとするは困難です。 なお、現在においても、それらを考慮した上で事案の内容や検察官の主張・立証に関する説明を行うなど適切な対応に努めているところで
122	150 151	「不起訴事案等に関する適切な情報提供」に「ウ 加害者が心神喪失等により責任能力を問えず、不起訴処分とされた医療観察処遇事案の被害者等に対し、適切に対象者の処遇情報提供を行うこと。」の追加を希望する。加害者が心身耗弱等の場合も犯罪被害者等に加害者に関する情報を可能な限り提供してほしい。被害者が加害者の動向を知らずに不安なままで生活を続けることのダメージはかなり大きい。加害者の情報を得た上で安心した生活のためにできることを具体的に考え、被害者の要望する支援を提供することが、被害回復に繋がっていくと思われる。被害者が安心した生活を送れるよう、加害者の情報を可能な限り提供できるようにしてほしい。	C	第36回専門委員会等会議において検討済みですが、今後の参考とさせていただきます。
123	153など	「直接的に加害者から外傷を負わされた傷病者の救助にあたり精神疾患に罹患した」ケースにおいて、受刑中の加害者に自分の状況を伝える術がない。加害者に情報を伝えられない現状の是正を切に願う。	D	「直接的に加害者から外傷を負わされた傷病者の救助にあたり精神疾患に罹患した」者は犯罪被害者等には当たらないと考えられるため、御意見は犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないものと考えます。
124	154-157	「犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等」について、ア、イ、ウ、エの施策については医療観察処遇の事案についても適用されるよう関係機関で協議調整し必要な法案改定等の是正を行うこと。	A	医療観察法による処遇は、対象者の社会復帰の促進を目的とするものであり、保護観察処遇とは性質が異なることから、検討した結果、計画案文の修正は行わないこととさせていただきます。

125	154-157	<p>表題の「犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等」は、前半の「犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な」が修飾語で、その後の「加害者処遇の推進等」に係っており、加害者の処遇の方法や内容について定めた項目という意味になっている。しかし、犯罪被害者等基本計画は、加害者の処遇の方法や内容を定めるものではなく、被害者等のための施策を定めるものではなくである。</p> <p>したがって、第32回基本計画策定・推進専門委員会会議の質問、意見・回答一覧の1にある「加害者処遇における被害者等への配慮の充実」などにした方が、犯罪被害者等基本計画の本来の趣旨に即したものになると思う。</p> <p>なお、上記の表題は、「単なる見出し」ではなく、現場の細かな対応にも種々の影響を及ぼす可能性があると思う。なぜなら、実際にこの施策の運用に当たるのは、加害者を処遇する分野で経験を積み重ねた矯正や保護の職員だからである。矯正や保護の職員は、程度の差こそあれ、視野や考えが加害者処遇に染まることは避けられないと思われ、そのような職員が犯罪被害者支援業務を担当し、被害者等の意見に接すると、「処遇に活かせる意見か。活かせない意見か。」という発想になると考えられる。そして、処遇に「活かせない」と思ったら、「伝えても意味が無い。」等として、その意見を受け付けられないということが起こる可能性があり、その際に、上記の表題が「この見出しにあるとおり、この施策はあくまでも加害者の処遇に犯罪被害者等の意見を活かすことに目的があり、加害者の処遇に活かせない意見はそれまでである。」等として、被害者等の意見を切り捨てる材料に使われてしまいかねない。表題は、決して軽視できないと思う。</p>	A	<p>施策番号154について、御意見を踏まえ、項目名の「犯罪被害者等の意見を踏まえた適切な加害者処遇の推進」を「加害者処遇における被害者等への配慮の充実」に変更します。</p>
126	157 158	<p>「心情等伝達制度」や「意見等聴取制度」について、申し出ることを知る被害者らはほとんどいない。制度の周知徹底を望む。</p>	B	<p>御意見は、今後の制度周知に当たり、参考とさせていただきます。</p>
127	第3	<p>警察においてDVやストーカーについての取り組みは少しずつ進んできていると感じている。安全確保とエンパワメントの調整は難しい問題であるが、事案ごとに丁寧な検討がされるとより良くなると思う。</p>	B	<p>御意見は、施策に対する感想として、参考とさせていただきます。</p>
128	第3	<p>政府と国と地方の警察組織（国家公安委員会、警察庁、都道府県警察本部）は被害者の被害届の受理や性暴力被害者支援に関して、警察の倫理規範を作るべきだ。もし明文化された警察の倫理規範に警察組織の職員が従っていなければ、完全に警察組織から独立した監視機関からの調査を受けるようにするべきだ。また被害者は警察組織の職員が性暴力被害当事者に対して倫理規範に反する行為を行ったと疑われる場合、独立監視機関に苦情を訴え、回答が得られるようにすべきだ。現在の日本の警察は警察庁も都道府県警察本部も被害者の苦情に答えられない制度になっているのが問題である。国家公安委員会も都道府県公安委員会も警察と一体になった組織であり、警察庁と都道府県警察本部を政府と警察から独立した立場から監視する機関になっていないことが問題である。</p>	D	<p>犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないものと考えます。</p>
129	第3	<p>「直接的に加害者から外傷を負わされた傷病者の救助にあたり精神疾患に罹患した」ケースにおいて、公判傍聴を希望する者がいた際に、裁判所や検察の担当者が対応できるような道筋を構築いただければと感じている。</p>	D	<p>御指摘の趣旨が明確ではなく、必ずしも犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないものと考えます。</p>
130	第3	<p>死刑執行に関する被害者遺族への通知について、本年10月21日付けの記事によれば、「法務省は20日、「被害者等通知制度」を拡充し、死刑判決が確定した事件について、被害者側が希望すれば、電話か文書で刑執行を通知すると発表し、21日から実施する。」とのことであるが、この件は、非常に重要な新たな施策であり、今後も被害者遺族等の意見要望等を受けて更に改正される可能性もある施策であることから、4次計画への記述を検討されたい。</p>	B	<p>「被害者等に対する死刑執行に関する通知制度」は被害者等通知制度の一環として行っているところ、同制度に関する施策については、第4次犯罪被害者等基本計画における施策番号72の施策に含まれると考えます。</p>
131	第3	<p>犯罪被害者が受刑者に講演する機会の提供について、被害者本人の同意のもとで行われるようになってほしい。犯罪被害者が受刑者や触法少年に話す機会の提供に関する制度化について御検討いただきたい。</p>	B	<p>矯正施設においては、平成17年以降、被害者やその遺族の方々の心情や苦しみ、実情等を受刑者等に理解させるため、被害者や御遺族の方々、犯罪被害者支援団体のメンバー等について、同意を得た上で、ゲストスピーカーとして施設に招き、講話を実施していただく取組を全国的に実施しております。</p>

II-第4 支援等のための体制整備への取組

番号	施策番号	意見内容	分類案	対応案
1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）				
132	161	<p>地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進にあたっては、条例の制定、計画・指針の策定に向けた検討時だけでなく、それらに基づく取組の実施状況の把握と検証・評価を行う場合においても各都道府県警察からの情報提供が不可欠であることから、次のとおり「地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進」にその旨を追記されたい。</p> <p>・地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進</p> <p>警察庁において、…（中略）…地方公共団体が条例の制定等に向けた検討を行うために必要な協力を行う。また、警察庁において、各都道府県警察に対し、地方公共団体における犯罪被害者等支援の実施状況の検証・評価に資するよう、警察が保有する犯罪や被害の発生状況に関する情報、警察において行った犯罪被害者等支援の実施状況等について地方公共団体に情報提供するとともに、必要な協力を行うよう指導する。</p>	A	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり計画案文を修正いたします。</p> <p>第4、1（1）</p> <p>地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進</p> <p>警察において、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定状況について適切に情報提供を行うとともに、地方公共団体における条例の制定等に向けた検討や条例の施行状況の検証及び評価等に資するよう必要な協力を行う。【警察庁】</p>
133	161	<p>求めてきた「犯罪被害に特化した条例の整備」を核にした、具体的生活支援を含む施策について、</p> <p>・ いわゆる「安全安心条例」の中の一項としてではなく、「犯罪被害者支援を目的とした条例」、「実効的な事項を盛り込んだ条例」と、その差異を明確にしていること。</p> <p>・ 地方公共団体が実効ある条例の制定等に向かうために、3次計画では「情報提供」に留まっていたが、「必要な協力を行う」と明記していること。</p> <p>と強調されていることは重要である。4次計画を機に、国から都道府県への財政的支援の制度を創設するなどして、身近な自治体からの具体的な支援が、全国どの町に住んでも受けられるよう、切に願う。</p>	B	<p>財政的支援制度の創設については、第33回専門委員会会議において検討済みです。御意見は、施策に対する賛意として、参考とさせていただきます。</p>
134	161 162	<p>令和2年版犯罪被害者白書の基礎資料によれば、犯罪被害者等施策主管課はすべての市町村で確定しているとなっているが、とある都道府県の各部署等の分掌事務を定める組織規則等において「犯罪被害者等の支援に関すること」が明文化されていたのは都道府県内の市町村のうち4つにすぎない。警察庁には、都道府県警察を通じて地方公共団体に対して、職員の意識づけはもとより、責任の明確化を図り、実効ある被害者支援が行われるよう、条例制定がされていない地方公共団体に対しても、組織規則等に「犯罪被害者等の支援に関すること」を明文化するよう、強く要請していただきたい。</p>	B	<p>御意見は、条例に関する情報提供や必要な協力等の施策を実施するに当たり、今後の参考とさせていただきます。</p>
135	161-164	<p>地方自治体における「犯罪被害者等支援条例」の制定を促進するとともに、本年施行された明石市や札幌市等における「犯罪被害者支援金」について「刑法39条事案被害者等も対象」と明記した事例をモデルとして普及すること。</p>	B	<p>御意見は、条例等に関する情報提供や必要な協力等の施策を実施するに当たり、今後の参考とさせていただきます。</p>
136	161-166	<p>地方公共団体に関する施策について、「第4次計画」においては、せめて、「連携、協力、要請」等に加えて、もう少し強い具体的な文言を用いる等、地方の責務を明確化すべきと考える。</p>	C	<p>地方公共団体に関する個別の施策については、第30、34及び36回専門委員会会議において検討済みですが、今後の参考とさせていただきます。</p>
137	161-166	<p>地方公共団体の犯罪被害者支援の推進について、「犯罪被害者等施策の手引き」を改定し、自治体に周知をお願いしたい。</p>	C	<p>第33回専門委員会会議で検討済みですが、今後の参考とさせていただきます。</p>

138	163 164 244	犯罪被害者等への支援についての姿勢が、民間団体と県職員とでは意識に大きな隔りがあることから、県職員を民間団体へ派遣し、犯罪被害者等への相談対応や支援に直接従事し、支援について体感してもらいたい。県職員が支援活動に従事し、学んでもらう事で支援活動に対する意識統一になり、ひいては犯罪被害者支援強化へとつながるものと確信する。	B	地方公共団体における一般職地方公務員の配置等は各地方公共団体において判断されるものですが、地方公共団体における専門職の活用、職員の育成及び意識の向上等を図る施策や地方公共団体と民間被害者支援団体との連携強化等の施策の推進に当たり、今後の参考とさせていただきます。
139	164	地方公共団体によっては、条例で居住の安定のための施策を有しているが、利用実績は非常に限られている。地域格差と制度の周知不足、不適切なサービス内容のほか、円滑で適切な生活支援のためのコーディネートが行われていないことなどがその原因と思われる。地方公共団体において、生活支援を専門に行うことのできる専門職（精神保健福祉士・社会福祉士）の配置を検討いただきたい。	C	第34回専門委員等会議において検討済みですが、今後の参考とさせていただきます。
140	164	犯罪被害者等の生活の問題は保健や福祉と密接に絡んでおり、様々な社会資源を熟知しコーディネートしていく技術が必要になる。 また、現在、地方公共団体に犯罪被害者等が自ら相談する事案は多くはなく、総合的対応窓口の開設のみでは支援を必要としている人に支援が行き届かない状況にある。被害に遭った直後からのアウトリーチを行い、支援を展開していく必要があり、そのためには専門性を有した職員配置が欠かせない。地方公共団体の総合的対応窓口を保健や福祉を担う部署に置き、社会福祉士、精神保健福祉士及び保健師等の専門職を配置することを推進いただきたい。	C	第34回専門委員等会議において検討済みですが、今後の参考とさせていただきます。
141	165	被害者の居住地と被害地及び転居希望の都道府県が違う場合などに制度の利用ができないことがないように調整・整備を行うこと。	B	地方公共団体間の連携・協力の促進等についての計画案文において盛り込んでおり、今後の参考とさせていただきます。
142	166	「地方公共団体職員等の育成及び意識の向上」との表現について、関係府省庁の職員への施策効果を明示する表現に修正することを検討いただきたい。目的を「地方公共団体職員等の育成及び意識の向上」と表現することにより、また、「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」と同じ施策番号内に併記することにより、関係府省庁の職員に対する施策効果が薄れるおそれがある。「犯罪被害者等施策講演会」は、関係府省庁の職員が主な対象に含まれる唯一の警察庁施策として、第2次基本計画から位置づけられ、関係府省庁の職員が主な対象者として自覚的に参加し、犯罪被害者等施策の理解を深め施策に役立てる貴重な機会であった経緯がある。	B	犯罪被害者等施策に携わる職員の育成及び意識の向上についての計画案文であり、原案維持とさせていただきます。犯罪被害者等施策講演会の実施に当たっては、関係府省庁の職員への施策効果が薄れることのないよう留意いたします。
143	166	「犯罪被害者等施策講演会」と「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」を1つの施策ではなく2つの施策に分けて記述することを検討いただきたい。地方公共団体職員の育成や意識向上のための施策として、「犯罪被害者等施策講演会」と「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」も活用することは可能だが、それぞれの主たる目的は、地方公共団体職員の育成や意識向上ではない。それぞれの目指す施策効果は、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえた施策推進ではないか。	B	犯罪被害者等施策に携わる職員の育成及び意識の向上についての計画案文であり、原案維持とさせていただきます。犯罪被害者等施策講演会等の実施に当たっては、関係府省庁、地方公共団体の職員への施策効果が薄れることのないよう留意いたします。
144	166	犯罪被害者支援の先頭に立つべき公的機関の職員だけでも研修を義務化するなどして、事件そのもので傷つけられた上、繰り返し二次被害を受け、退職に追い込まれるほどの心身のダメージを生じることがないように一人一人の理解が深められるような現実的な施策が必要である。	B	御意見は、地方公共団体職員等の育成及び意識の向上を図る施策を実施するに当たり、今後の参考とさせていただきます。
145	174	「適切な対応」という文言を、被害の拡大、深刻化を防止するため、「早期発見及び適切な対応」としていただきたい。 また、教職員によるわいせつ事案も目立つ中、教職員の被害者への適切な対応とともに、教職員が加害者にならないためにも、「教職員への研修の充実」も加えていただきたい。	B	前段は、施策に対する賛意として、参考とさせていただきます。 後段は、教員が加害者とならないよう研修等を通じて服務規律の徹底を図ることは重要であると考えていますが、被害者の相談の関係での教職員の研修については、既に計画案に記載されていることもあるため、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
146	176	どのような方々を民間支援員とするのか、具体的にどのようなことをするのか明確にしてほしい。	D	犯罪被害者等早期援助団体における犯罪被害相談員等の要件等については、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則等において示されています。

147	177	パンフレット等でのお知らせだけでは、被害者が自治体の支援につながることは難しいので、警察からスムーズに自治体の支援に繋がる体制の構築を進めてほしい。	B	警察においては、地方公共団体をはじめとする関係機関との連携強化に努めているところですが、御意見は、今後の参考とさせていただきます。
148	177	性犯罪の被害者に対してワンストップセンターの支援があることを警察からも早い段階から情報提供すること。	B	警察においては、ワンストップ支援センターとの連携強化に努めているところですが、御意見は、今後の参考とさせていただきます。
149	177 212	警察署での被害者支援に関する説明の義務化を求める。犯罪被害者が最初に接するのは警察である。その警察で被害者支援に早期につながるよう、まず被害に遭って最初に接する各都道府県警察署において、被害者支援を行う人や団体、窓口があることを必ず説明するように徹底してほしい。	B	警察においては、民間被害者支援団体をはじめとする関係機関・団体との連携強化に努めているところですが、御意見は、今後の参考とさせていただきます。
150	178	警察の対応や捜査などについて、被害者支援連絡協議会でケースワークをお願いしたい。	B	第4次犯罪被害者等基本計画に基づき、被害者支援連絡協議会において、具体的事例を想定したシミュレーション訓練の実施を推進するとともに、具体的事例に関しても、関係機関等との連携強化に努めてまいります。
151	178	実践的なシミュレーションは大変重要であるが、大規模事案未経験の地域においてもノウハウを習得できるようにするため、これまでの様々な事件を通じて各地域が経験した好事例や反省教訓を的確に共有できるように、「マニュアル又はガイドラインの作成」（そのための研究会の設置等も含めて）も検討することとしていただきたい。	B	御意見を踏まえ、関係機関等において活用可能なマニュアルの作成等についても検討してまいります。
152	178	「被害者支援連絡協議会の活用」も検討されたようだが、連絡協議会の構成会員に被害当事者団体が含まれていないのが現状である。犯罪被害者等の視点に立った施策を講じるためには、被害当事者団体も構成会員として参加し、協議すべきと思う。	B	各都道府県の被害者支援連絡協議会の会員の中には、被害当事者団体が構成員となっているところもあると承知しています。御意見は、被害者支援連絡協議会の活性化の検討に当たり、今後の参考とさせていただきます。
153	179	受刑者の刑期終了の通知と同様に、加害者の再免許取得の情報は被害者や遺族に通知される必要がある。これにより再被害（同じ加害者が別の被害者をつくらない）に備える必要がある。	B	御意見は、今後の交通事故等の被害者に対する対応において、参考とさせていただきます。
154	179	「交通事故被害者等からの相談に応じ、…死亡事故等の一定の交通事故事件の被害者等から、当該交通事故等を起こした加害者に対する意見の聴取等の期日等や行政処分の結果についての問合せがあった場合に、行政処分担当課等から回答するなど、適切な対応に努める。」とあるが、問い合わせの有無に関わらず、必ず通知するとともに、適切な対応を「義務」と明記する。	B	御意見は、今後の交通事故等の被害者に対する対応において、参考とさせていただきます。
155	179 212	犯罪被害者自身に病気や障害がある場合、警察署等の対応に関する全国的なガイドラインが作成されることを望んでいる。	B	警察においては、被害者の方やその家族の状況等に応じ、その心情等に配慮した対応に努めているところですが、御意見は、今後の参考とさせていただきます。
156	182	警察において、指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行うことや、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」における支援には、ケアマネジメントの手法が有効であることから、指定被害者支援要員に対する研修において、精神保健福祉士等が有するソーシャルワークの知見を活用いただき、犯罪被害者等に対する早期支援の充実を図っていただきたい。	B	御意見は、警察における指定被害者支援要員に対する研修に当たり、今後の参考とさせていただきます。
157	183	交通事故相談活動は、強力に推進してほしい。	C	第33回専門委員会会議で検討済みですが、今後の施策の参考とさせていただきます。 また、引き続き、地方公共団体の交通事故相談員に対する各種研修等の実施により相談員の能力向上を図るなど、地方公共団体の交通事故相談所の活動を推進してまいります。
158	187	ストーカー事案に関して、物理的なストーカーだけでなく、デジタルな世界でのストーカー対策にも力を入れること。	B	御意見は、警察のストーカー事案への対応を推進するに当たり、参考とさせていただきます。

159	186 187	ストーカー事案について専門の相談や保護が行える機関が必要である。	B	御意見は、警察のストーカー事案への対応を推進するに当たり、参考とさせていただきます。
160	187	施策187に「必要な制度整備や体制の充実に努める」ことも加えていただきたい。	D	「ストーカー総合対策」において、各種対策として、被害者等の支援のために必要な体制の整備や各種取組の推進が定められているところですが、今後の参考とさせていただきます。
161	189	D V 加害者の権利を濫用した迷惑行為について、インターネットを利用した嫌がらせも多く発生している。「子供連れ去られた」と主張する加害者たちが、子供の画像をそのままSNSにアップしている。こういった行為も、取り締まっていただきたい。すぐに通報できる窓口を用意してほしい。	B	御意見は、今後の参考とさせていただきます。
162	189	匿名によるインターネット上の書き込みはエスカレートすることも多く、一度情報が拡散されてしまうと完全に削除することは難しいことから、犯罪被害者等が繰り返し二次被害を受ける状況も生じるが、被害者等だけで解決できる問題ではない。二次被害対策には法制度上の整理が必要であり、国においてもプロバイダ責任制限法の名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインの見直しも検討されているが、計画案文に「国において早急に具体的な二次被害対策を進める」ことを追記していただきたい。	B	御意見は、今後の参考とさせていただきます。 なお、業界団体や権利者団体等から構成された「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」において、「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」等のガイドラインを作成しており、総務省はオブザーバーの立場で当該協会に参加しています。
163	189	犯罪被害者へのネット誹謗中傷対策について提案する。犯罪被害者へのネット上での誹謗中傷が発生することがしばしばある。ネット上での誹謗中傷被害を受けることにより、更に精神的にも肉体的にも追い込まれ、日常生活が困難になり、その被害は甚大だ。このようなネット誹謗中傷による二次被害を受けないために、早急に官民一体となったコメントの削除への迅速なアクションや、ネガティブワードブロック等で被害者を誹謗中傷から守る措置を検討してほしい。	B	総務省において、今年9月に「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」をとりまとめ、総合的な対策として事業者による削除等の対応及び透明性・アカウントペリティ向上の促進等を推進することとしています。この点、民間事業者においても対応が進められており、インターネット上の適正な情報流通の促進に関する自主ルールの整備が進んでいると承知しています。総務省において、今後、こうした事業者の取組について自主的な報告を受けて、検証・評価を行う予定です。
164	190	加害者支援の分野では、刑事司法手続の入口段階である検察庁において、福祉的支援が必要な被疑者・被告人に対する支援（入口支援）を行うための福祉専門職の配置が進んでいる。一方で、検察庁に配置されている被害者支援員が行う支援には、被害者の生活再建のためには福祉的支援が必要であるという観点に乏しいと思われる。事件や事故後から半年までの支援がPTSD発症リスクを予防することが知られていることから、検察庁においても犯罪被害者等に対応する専属の福祉専門職を配置するか、あるいは、外部福祉機関（相談支援事業所等）に委託をして支援を行う体制を検討いただきたい。	B	施策に対する御意見として、参考とさせていただきます。 なお、検察庁においては、各地方検察庁に被害者支援員を配置し、被害者の方からの様々な相談への対応を行うほか、被害者の方の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等の紹介をするなどの支援活動を行っており、法務省においては、これらの被害者支援員を対象とする研修において、関係機関との連携を含む犯罪被害者への保護・支援についての講義を実施し、犯罪被害者に対して適切な対応を行うための研修の充実を図っており、引き続き、このような研修を通じて、被害者支援体制の確立に努めてまいります。
165	192 193	被害者担当の保護観察官や保護司への研修は必要と思うが、加害者の数と同じくらいの被害者がいるにもかかわらず、被害者担当の保護観察官・保護司が少なすぎるので増員してほしい。	B	今後の犯罪被害者等施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。
166	197	高齢者や障害者の方々は、意思疎通が難しいことがある。また、利用者中心ではなく、家族や支援者中心の選択になりがちである。身近な方々が高齢者や障害者の意思を汲んでいるのか、きちんと見極める必要がある。	B	いただいた御意見も踏まえながら、今後とも、人権相談等に適切に対応してまいります。
167	201	刑事手続の際に被害者を支援する弁護士の費用を日弁連が援助している制度を周知させること。	B	御意見は、法テラスの犯罪被害者支援業務の広報等（施策番号201）の実施に当たり、参考とさせていただきます。

168	204	<p>弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関する検討について、「見直しの可否を含めて検討を行う」ではなく、「見直しを行う」と定めるべきである。犯罪被害者等の誰もが、事件発生直後から弁護士による充実した法的支援を受けられるよう、国費による被害者支援弁護士制度を創設すべきである。</p> <p>国費による犯罪被害者支援弁護士制度は、2005年12月に閣議決定された当初の犯罪被害者等基本計画における重要な検討項目の一つとなっており、同計画に基づいて設置された「経済的支援に関する検討会」では、犯罪被害者等法律援助事業が果たす役割の重要性に鑑みて「犯罪被害者等の支援のためにさらに充実が図られるよう努めるべきである」との最終取りまとめを発表している。刑事手続において、犯罪被害者等が国費によって弁護士の支援を受ける制度としては、国選被害者参加弁護士制度が存在するが、同制度は、刑事訴訟法第316条の34から第316条の38までに規定する行為のみを弁護士に委託するもので、被害者参加以外の行為について弁護士による法的支援を受けようとする犯罪被害者等は、これを利用することができない。このため、国選被害者参加弁護士制度の対象とならない法的支援については、日本弁護士連合会が、会員の会費から事業費用を支出し、法テラスに業務を委託する形で実施しているが、その利用件数の増加に伴う支出の増加により、常に財源問題を抱えている状況にある。犯罪被害者等基本法が、その前文において「安全で安心して暮らせる社会の実現をすることは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務」であるとしていることからすれば、日本弁護士連合会が実施している犯罪被害者等法律援助事業は、本来、国費によって実施されるべき制度と言うべきである。</p> <p>したがって、弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助の在り方等については、「見直しの可否を含めて検討を行う」ではなく「見直しを行う」と定めるべきである。</p>	B	御意見は、弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助の検討（施策番号204）に当たり、参考とさせていただきます。
169	204	「経済的援助」に限られないように思うので、単に「援助」だけでもいいのではないかと。あるいは「経済的援助を含む各種援助」とすることもありうるのではないかと。	D	「援助」には様々なものがあり得るところ、法務省においては、犯罪被害者の方々が弁護士による支援を受けるにあたって障害となり得る経済的負担について検討対象としております。
170	205	地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の各1名以上の配置要件がある。犯罪被害者支援においては、とりわけ権利擁護に関する実務の推進が必要になるため、権利擁護を支援の軸の一つとしてきた精神保健福祉士の配置も検討いただきたい。	B	地域包括支援センターの職員については、虐待への対応など高齢者の権利擁護等を含めた業務が適切に実施されるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員といった職種を配置することに加え、市町村の判断により、これら以外の職種についても配置を可能としています。
171	213 214	被害者の手引を改善してほしい。	B	御意見は、「被害者の手引」の内容の充実等を推進するに当たり、今後の参考とさせていただきます。
172	219	被害者支援センターや遺族会の紹介について、早期性が必要な場合が多い。警察や（被害者が搬送された）病院に呼び出された時に、センターや遺族会は難しくともグリーフケアやメンタルケアの人は必ず必要だと思う。	B	警察においては、臨床心理士等の資格を有するカウンセラーの配置促進に努めているところですが、御意見は、今後の参考とさせていただきます。
173	219	施策番号219に「自助グループの紹介等」との項目があるが、全国の犯罪被害当事者が作る団体には、自分たちで癒し合うself-help groupではなく、社会に対し要望していくことを重視している団体（自主的な相互支援だけでなく、被害者の尊厳と権利、被害ゼロのための要望活動という二つの活動を行う「被害者団体」）も多いと思うので、広く「被害者団体」と言い換えるべきと考える。	B	御意見を踏まえ検討しましたが、当該施策において、被害者に自助グループの紹介等を行うこととしているのは、同じような立場にある他の被害者からなるグループによる支援を被害者が受けられるようになることを意味しているところであるため、原案維持とさせていただきます。
174	222	潜在化しやすい被害が起きやすい場及び被害者として、「知的障害者、高齢者、児童等の施設及びそれら施設の入所者」を是非加えていただきたい。現に各地でそうした施設内での虐待事案が発覚しているが、それら施設の性格上、顕在化した事案は氷山の一角と推測される。看過できない被害が潜在化しやすい場として、極めて重要であるとする。	B	社会福祉施設における虐待の防止及び早期発見のための取組は既に行っているところ。いただいた御意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。

175	222	被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に交通犯罪被害者を含めてほしい。	C	第29回専門委員会等会議において検討したとおり困難と考えられますが、交通事故被害者等に対する相談体制の充実及び理解の増進に関する施策について、適切に実施してまいります。
176	第4-1	民間の団体の中でも、とりわけ犯罪被害者等早期援助団体が果たしている役割の重要性に鑑み、当該団体への財政援助の充実を図るため、警察庁において、地方公共団体が利用できる補助制度等を創設すべきであり、新たに項目を起こして次のとおり記載されたい。 ・犯罪被害者等早期援助団体に対する財政の充実 警察庁において、地方公共団体が行う犯罪被害者等早期援助団体に対する財政援助に対する補助制度等の創設について検討を行う。	C	第33回及び第34回専門委員会等会議において検討したとおり困難と考えられますが、引き続き、民間被害者支援団体に対する財政援助として措置している予算の適切な運用を図ってまいります。
177	第4-1	民間支援団体が継続して支援体制を維持できるように運営費などにも助成できるようにすること。	C	第34回専門委員会等会議において検討済みですが、民間被害者支援団体への財政援助の充実に関する施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。
178	第4-1	直接的に加害者から外傷を負わされた傷病者の救助にあたり精神疾患に罹患した状況に対し、犯罪被害者支援センターの担当者と犯罪被害者支援の担当警察官は、直接的な被害者の方々と同等の対応をしてくださった。このような対応について、犯罪被害者支援の担当警察官と犯罪被害者支援機関の関係者に周知していただきたい。	B	被害者のみならずその関係者への支援も重要であるところ、御意見は、今後の参考とさせていただきます。
2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）				
179	223	3次計画と全く同じ「調査を実施する方向で検討する」という記述では十分ではない。「調査を実施する」としていただきたい。少なくとも「調査の実施を検討する」又は「調査実施のための検討を行う」としていただきたい。	A	御意見を踏まえ、施策番号223について、項目名を「犯罪被害者等の状況把握等のための調査の実施」と変更し、本文の「調査を実施する方向で検討する。」を「調査を実施する。」に変更します。
180	223 225	性犯罪・性暴力被害者の被害実態や被害の影響について、被害者の負担に配慮した上で全国規模の詳細な実態調査を行い、施策に反映すること。	B	御意見は、犯罪被害者等に関する調査を実施するに当たり、また、今後の各種犯罪による被害の動向及び犯罪被害者等に関する各種施策についての調査の実施に当たり、今後の参考とさせていただきます。
181	234	相談・支援体制について、経験のある民間支援団体等を活用し、支援の質や継続性を確保するために、支援員の待遇改善や研修体制を整備すること。	B	民間被害者支援団体の支援員の待遇改善や研修体制の整備は重要であるところ、御意見は、今後の参考とさせていただきます。
182	第4-2	犯罪被害者に係る問題及び施策が、国民にどのように認知・認識・理解されているか、あるいは、犯罪被害者の各種施策の認知度や利用度、施策に対する評価等を把握することは、施策の現場における実践状況や効果等を検証するだけでなく、新たな施策を検討する上においても必要不可欠である。3次計画においても、PDCAサイクルを意識した施策の管理・遂行が盛り込まれているところであり、欧米に比肩するレベルにまで進展してきた我が国の施策の今後の検討に当たっては、より広範な国民の意見を踏まえたうえで施策を検討する必要がある。4次計画には、社会調査の基本に則った充実した定期的（例えば5年に1回）な国民の意識調査及び被害者に対する調査を盛り込んでいただくよう要望する。	B	御意見は、犯罪被害者等に関する調査等を実施するに当たり、今後の参考とさせていただきます。
3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）				
183	237	民間の団体の中でも、とりわけ犯罪被害者等早期援助団体が果たしている役割の重要性に鑑み、当該団体への財政援助の充実を図るため警察庁において各都道府県警察を指導すべきであり、次のとおり「民間の団体に対する支援の充実」の「ア」欄にその旨を追記されたい。 ア 警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政援助の充実努めるとともに、特に犯罪被害者等早期援助団体に対する財政援助については、警察庁において、各都道府県警察に対し、都道府県警察補助金を積極的に活用して援助の充実を図るよう指導する。それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の支援を行う。また、警察庁において、民間の団体における財政基盤確立の好事例に関する情報提供に努める。	B	御意見を踏まえ、都道府県警察においても、民間被害者支援団体の財政援助の充実が図られるよう努めてまいります。

184	237	民間被害者支援団体は、公判等刑事手続においても被害者の支援に重要な役割を果たしていることから担当府省庁に法務省を加えていただきたい。具体的施策としては、例えば、基本計画に記述することが可能かどうかはともかく、「被害者参加制度に参加するため裁判所に出廷する被害者等への民間団体支援員の付き添いに対する助成（支援員の交通費等）又は業務委託（法務省）」を要望したい。各地の民間団体は、被害者が刑事裁判に参加する際に被害者又は検察官の要請に基づいて被害者に付き添う活動等を行い、被害者参加制度の円滑・効果的な運用に貢献しており、このような活動には公的な助成を行うことが適当と考える。	D	公判期日及び公判準備に出席した被害者参加人への付添人（刑事訴訟法第316条の39第1項の規定により被害者参加人に付き添うこととされた者を含む。）に対して、被害者参加人旅費等の支給（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に附随する措置に関する法律第5条）と同様の経済的支援を行うことについては、刑事訴訟法第157条の4第1項の規定により証人に付き添うこととされた者に対して旅費等が支給されないこととの均衡等も考慮する必要がある、現在の厳しい財政事情の下では、その実現は現実的でないと考えます。
185	239	既存の制度に基づく預保納付金に加えて、「新たな財源確保（助成事業）の在り方についても検討する」と加えていただきたい。	C	第32回専門委員会等会議において検討済みですが、民間被害者支援団体への財政援助の充実が重要であるところ、引き続き、都道府県警察に対し、民間被害者支援団体の財政援助のための予算が適切に措置されるよう指導するとともに、民間の団体における財政基盤確立の好事例に関する情報提供に努めてまいります。
186	244	都道府県公安委員会において、犯罪被害者等早期援助団体に対する指導を行うだけでなく、団体が十分に活動できるように財政援助を行うべきあり、そのことを計画に明記すべきである。	B	犯罪被害者等早期援助団体への財政援助の充実が重要であるところ、引き続き、都道府県警察に対し、民間被害者支援団体の財政援助のための予算が適切に措置されるよう指導するとともに、民間の団体における財政基盤確立の好事例に関する情報提供に努めてまいります。
187	244	犯罪被害者等早期援助団体について、ある県の被害者支援センターは、設立準備段階から犯罪被害者2名とそれぞれの代理人弁護士が参画し、早くから、自治体や様々な団体、企業等からの協力と協賛を得て、的確な研修を受けた多くのボランティアが参加しているばかりか、近年では、性暴力被害専門部署を開設して、声を上げられない被害者の掘り起こしも進めている。団体の格差が問題である。	B	御意見のとおり、犯罪被害者等早期援助団体において、全国同質の支援が行われることは重要であるところ、各団体の活動が活性化されるよう、引き続き、団体への支援の充実にも努めてまいります。
188	237 238 240	民間支援団体に被害者自助グループも対象にして頂き、研修、被害者支援を行う際の支援を検討いただきたい。	C	第36回専門委員会等会議において検討済みですが、犯罪被害者やその御遺族が参加される自助グループをはじめとする被害者団体については、犯罪被害者等の精神的な回復を図る点で重要な役割を果たしていただいているところ、今後とも、犯罪被害者等早期援助団体などに対する財政的援助を通じた支援に努めてまいります。

II-第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

番号	施策番号	意見内容	分類案	対応案
1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）				
189	249	性犯罪・性暴力対策においては、年齢に合わせた性教育が何より重要であると考えられることから、その点を踏まえた確実な性教育の実施をお願いしたい。特に、幼少時の性被害が解離性同一性障害の発症の原因となることが多いという事実についても、関係者に周知いただき、加害者も被害者も出さないための性教育を徹底していただきたい。	B	学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動が取れるように体育科、保健体育科を中心とした発達段階に応じた指導を引き続き行うとともに、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、幼少期から子供の発達段階に応じて、子供を性暴力の当事者にしないための「生命の安全教育」を推進します。
190	249	加害者更生には一定の限界がある。いわゆるデートDV防止に向けた学校現場での予防教育に重点を置くべきである。若年層への予防教育がもっとも「再被害防止」の効果が期待できる。加害者にも被害者にもならない教育が効果的である。	B	「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、例えば中学校や高校で、いわゆる「デートDV」を教材として、親密な間柄でも、嫌なことは嫌と言う、相手が嫌と言うことはしない、という認識の醸成に向けた指導を推進します。
191	249	児童生徒に対する教育だけではなく、「教職員に対する指導研修の充実を図る」ことも是非加えていただきたい。	B	「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、教職員に対する性被害・性暴力に関する研修についても推進していきます。
192	260	DVについての理解が非常に遅れている。精神的DVを軽く捉えて、「虚偽DV」や「離婚ビジネス」などと揶揄するDV加害者が後をたたない。例えば、共同親権推進派の活動が活発になるほど、被害者保護が困難になるのではないかと危惧している。	D	犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないものと考えます。
193	273	交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進を図るよう、身体損傷について、例えば「肺が押しつぶされて人工呼吸ができない」等、文章でもよいからもっと具体的な表記を望む。	C	第29回専門委員等会議において検討済みですが、今後の参考とさせていただきます。なお、警察庁では、掲載する媒体や訴求対象に応じた適切な表現となるよう配慮しているところです。
194	274	交通事故被害者に関する統計の犯罪被害者白書への掲載について、昭和21年度からの厚労省統計（人口動態調査に係る、交通犯罪を起因とする、1年以内死亡者数を載せる。）や、30日以内死者数についても、警察庁が統計を取るようになってからのものは必ず載せること。	B	御意見は、交通事故統計データの充実に当たり、今後の参考とさせていただきます。 なお、令和2年版犯罪被害者白書には、平成27年から令和元年までの30日以内死者数を掲載しています。
195	255	犯罪被害者等に接するあらゆる人に対して、トラウマに関する理解に基づき、トラウマに配慮した対応を行うことで再トラウマ化を防ぎ、周囲の負担軽減にもつながる「トラウマインフォームドケア」の視点を導入するような啓発を行うこと。	B	御意見は、犯罪被害者等施策の啓発事業を実施するに当たり、今後の参考とさせていただきます。
196	255	自治体や企業等における被害者支援研修の促進について、いわゆるセクハラ、パワハラだけでなく、様々な組織内（学校や福祉施設なども含めて）で、暴力や性犯罪などの犯罪被害が潜在化している実態が伺われ、多くの被害者が声を上げることもできず、支援の手が差し伸べられていないことが懸念される。こうした集団・組織団内での被害を生まないため、また、被害者が誰にも相談できずに潜在化することを防止するため、企業・団体内部で被害者支援に関する研修の実施を促進する施策の展開を要望する。	B	御意見は、施策に対する賛意として、犯罪被害者等施策の啓発事業を実施するに当たり、今後の参考とさせていただきます。 また、社会福祉施設等におけるハラスメント対策を推進するための研修に係る今後の取組の参考にさせていただきます。
197	第5	厚生労働省において、令和元年6月5日に女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正された（令和2年6月1日施行）ことを踏まえ、犯罪被害自体または犯罪被害に発展しかねないセクハラ、パワハラ等の各種ハラスメントに対する広報啓発についても記述を加えることを検討していただきたい。被害の潜在化防止のためにも極めて重要な事項だと思う。	B	施策に対する御意見として、参考とさせていただきます。

198	第5	公務員でありながら犯罪被害者の尊厳を傷つける人が多い現状において、計画には、犯罪被害者に対する理解の促進を今後も継続して盛り込んでほしい。	B	御意見は、犯罪被害者等施策の研修・啓発事業を実施するに当たり、今後の参考とさせていただきます。
199	第5	精神障害者等による加害者の責任問題となる事件種の被害者等は無支援・無権利という運用の現状について、広く国内で偏見を是正する啓蒙を行うこと。	D	「精神障害者等による加害者の責任問題となる事件種の被害者等は無支援・無権利という運用の現状」との指摘の趣旨が必ずしも明らかではないものと考えます。

その他（Ⅰ及び1～5に分類できないもの）

番号	施策番号	意見内容	分類案	対応案
200	その他	政府を挙げて行政、経済社会のデジタル化に取り組んでいるところ、犯罪被害者施策においても是非とも「デジタル化」の視点を取り入れていただき、デジタル技術の活用により被害者支援を更に高度で被害者にとって利便性の高いものにしていただくことを要望する。コロナ禍において人と人の直接的接触が困難になっている被害者支援の現場への支援にも資するものである。現状直ちに着手できる施策として具体的に記述することは困難だとしても、是非ともデジタル技術の応用に関して、抽象的であっても記述していただき、将来展望を示していただきたい。	A	御意見を踏まえ、デジタル化を含む社会変化に対応した新たな手法等を取り入れながら施策を推進する旨を、「はじめに」に記載することを検討いたします。
201	その他	基本法には「犯罪被害者等の視点に立った施策」と明記されているが、被害者理解は全ての施策の基本となることであり、そのための的確な用語も重要である。本計画案では施策番号107、112、117において、3次計画に引き続き「二次的被害」との表記があるが、原語はsecondary victimization「二次被害」（被害に伴うさまざまな被害）であり、これを「二次的被害」と訳すのは、「派生した“さほど重要ではない被害”」を含意することになり不適切と考える。4次計画で「二次被害」と正すことで、被害者理解を一層深める一助としていただきたい。	C	第36回専門委員等会議において検討済みであり、原案維持とさせていただきます。
202	その他	施策検討の期限の設定について、3次計画に至るまで、新しい施策の検討に当たっては、必ずいくつか期限を定めて検討を行うことが明記された施策が盛り込まれてきたが、今回も被害者等の要望が強く、必要性が高いと認められる施策については、可能な限り一定の期限を設けて検討してほしい。	A	御意見を踏まえ、次のとおり、計画案文を変更します。 第2、2（1） ・判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の適正な運用及び拡充の検討 法務省において、加害者の処遇状況等に関する事項の情報提供について、被害者等通知制度を引き続き適切に運用するとともに、被害者等への情報提供の在り方について、通知制度の運用状況や加害者の改善更生への影響、個人のプライバシーの問題等を総合的に考慮しつつ検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】 第3、1、24（オ） ・加害者処遇における被害者等への配慮の充実（骨子案では「犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等」） 法務省において、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書を踏まえ、心情等伝達制度の運用の在り方、しよく罪指導プログラムの拡充等について検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】 第4、1、（29） ・被害者等の声を踏まえた運用改善や制度改正の実施についての検討 法務省において、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書を踏まえ、被害者等の声を踏まえた運用改善や制度改正について検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】

203	その他	<p>研修・研究体制の確立のため、政府による体系的な調査・研究の必要性については、以前から研究者や弁護士会等からも指摘されているところである。とりわけ、3次計画でも重視している潜在化しやすい被害者や被害類型については、実態把握のための調査・研究の必要性が高い。</p> <p>また、被害者支援には高度の多機関連携が求められるところ、全国の警察職員はもとより、他省庁、自治体の職員や社会福祉士や臨床心理士等の専門職及び民間被害者支援団体からの研修員も受け入れて合同で研修を実施できる仕組みを整備することが重要であると考え。自治体においても福祉・心理等の専門職の登用等担当職員の資質向上が求められており、体系的かつ分野横断的な研修のニーズは高いと思われる。</p> <p>さらに、そうした研修体制の確立に当たっては、警察職員を含む多機関参加の研修の実施を（公社）全国被害者支援ネットワークに委託することも一つの案として検討してほしい。</p> <p>加えて、諸外国における被害者支援の実態把握を含む犯罪被害者支援等に関する国の総合的な調査・研究も十分とはいえない状況であると認識している。大学等の研究者や弁護士等とも連携して学際的研究を推進できる体制の構築の検討を御願する。</p>	B	第33回専門委員会会議において一部検討済みですが、犯罪被害者等支援に携わる職員の研修の充実等を推進するに当たり、今後の参考とさせていただきます。
204	その他	<p>現行の公益通報者保護制度は、企業犯罪や労働関係の問題に重点が置かれ、企業以外の機関・団体が対象として射程に入っていない。</p> <p>また、必ずしも組織構成員の犯罪被害に目が向けられているとも言えない。各種虐待防止法も、通報者を不利益処分から保護するために十分な制度整備がなされているとは評価できない。被害者が潜在化することを防止するため、現行の公益通報者保護制度等に対して、潜在化しがちな組織内の犯罪被害者を保護するという視点から検討を加える必要があるのではないかと考える。</p>	D	犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないものと考えます。
205	その他	犯罪被害者への理解向上が必要なのは、法科大学院は勿論のこと、司法関係者、とりわけ裁判官の意識改革が必要。最高裁は積極的に取り組む必要がある。	D	<p>裁判所は行政機関ではないため、裁判所の運用に関して基本計画に盛り込むことは困難です。</p> <p>なお、法科大学院が犯罪被害者等に対する理解向上等に努めるよう促すことについては、第33回専門委員会会議において検討済みです。</p>
206	その他	裁判を受ける権利（憲法32条等）を実現するため、裁判所におけるAI導入を検討してほしい。まずは破産部や執行部などの定型処理を行う部署から始め、次第に犯罪被害者対策にかかわる部分への導入も進められると良いと思う。	D	裁判所は行政機関ではないため、裁判所の運用に関して基本計画に盛り込むことは困難です。
207	その他	被害当事者が相談・支援の際に二次被害を受けた場合に苦情・通報する制度を整備すること。	B	御意見は、犯罪被害者等施策の推進に当たり、今後の参考とさせていただきます。
208	その他	被害者支援を実施しているかどうかを監視する独立した権限の機関の検討をお願いしたい。	B	御意見は、犯罪被害者等施策の推進に当たり、今後の参考とさせていただきます。
209	その他	犯罪被害者支援の予算が少ない。イギリスは日本の70倍近い予算を投じて被害者を支援している。	B	犯罪被害者等施策の推進に当たり、参考とさせていただきますが、引き続き、必要な予算措置を行ってまいります。
210	その他	犯罪被害者に対する配慮がなく、恫喝されたことから、個別労働紛争のワンストップセンターに相談したところ、「公務員は人事部に相談してください。」と言われ、助けてもらえなかった。公務員でも犯罪被害当事者が人事から辞職するよう強要された場合に相談できる第三者機関が必要であり、これを計画に入れてほしい。	D	<p>一般職の国家公務員は、人事院に対し、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（苦情相談）を行うことができるものとされており（人事院規則13-5第1条及び第2条）、苦情相談に該当するものであれば、犯罪被害者等施策のテーマにとどまらず、相談等行うことができることとなっていると承知しています。</p> <p>また、各地方公共団体には、地方公務員法に基づき、中立的かつ専門的な機関として人事委員会又は公平委員会が設置されており（地方公務員法第7条）、一般職の地方公務員は、人事委員会又は公平委員会に対して任用に関する事、勤務時間・休暇に関する事、ハラスメントに関する事などさまざまな勤務条件等に関する相談をすることができます。（地方公務員法第8条）。</p>

211	その他	<p>犯罪や交通事故などの加害者が存在する場面におけるバイスタンダー（犯罪や交通事故のような災害以外の現場で救助にあたった）の救助について、現時点では「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」の適用を受ける。ただし、警察と海上保安庁には上記のような法律が存在し、「救急隊到着前に応急手当にあたった者」が助けられる可能性が高い反面で、消防にはそのような法律は存在せず、消防法の条文にて一部触れているだけであるとともに消防法と総務省消防庁の通知では「現場にて救急隊からの協力要請により応急手当を実施した者」「救急隊到着前に119番通報で通信指令員から口頭指導を受けた者」だけが補償対象とされ、「通報せず救急隊到着前に応急手当にあたった者」は補償対象になっていない。加害者が明確に存在する現場で救助に当たるバイスタンダーが確実に助けられるためにも、消防にも警察官、海上保安官と同等の「消防吏員または消防団員の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」の制定を望む。</p>	D	犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないものと考えます。
212	その他	<p>告訴状不受理時の説明の徹底を望む。犯罪被害者が意を決して提出した告訴状が正当な理由のないまま受理を拒まれるケースがある。告訴状は犯罪被害者が必死の思いを込めて提出するものである。受理出来ない場合はなぜ受理できないのか、理由の説明してほしい。</p> <p>また、事実関係や犯罪構成に疑義がないなど、不受理とする理由がない場合は、原則受理するように徹底していただきたい。仮に提出された告訴状に書式の形式的な不備があるようであれば、それを理由に受け取りを拒むようなことをせず、修正点を指摘して再提出を促すように徹底していただきたい。また正当な理由なく告訴状受理を拒んだり、不受理理由の説明の際、意図的に虚偽の説明を行うような警察官に対しては、厳正な処分を適用していただきたい。</p>	B	御意見は、今後、告訴に対する適切な対応を推進するに当たり、参考とさせていただきます。
213	その他	<p>裁判での偽証罪立件強化を望む。現在の日本の法律では、偽証罪に問われるのは召喚された証人のみで、加害者本人はどんな嘘も付き放題という現実がある。だからそこに弁護士や保険会社に乗っかり、犯罪被害者に対する冒涇や侮辱が当たり前の法慣習を生んでいる。犯罪被害者等基本法第6条には「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮」しなければならないと明記されている。しかし、加害者、冒涇や侮辱を当然視する加害者弁護士、そうするよう指示する保険会社社員、小銭のため医師免許を使って虚偽文書を作成する医師、これら全て同法が定める同じ「国民」のはずだ。ところが、「民事になると手のひら返し」は残念ながら遺族間の常識だ。つまり、現在のこうした法慣習そのものが犯罪被害者等基本法を踏みこむものとなっているので、こうした法慣習を変え、証人だけでなく当事者にも法廷で嘘を付けば偽証罪に問われるように法務省とも連携して機運を作ってほしい。</p>	D	犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないものと考えます。
214	その他	<p>就職活動におけるセクシュアルハラスメントが行われないようにすることやセクシュアルハラスメントの相談体制を充実させることで、性犯罪被害者の就職を促進すること。</p>	B	男女雇用機会均等法及びその指針の施行を通じた、職場におけるセクシュアルハラスメント対策を推進していきます。
		<p>医療観察法は、その目的が「（触法精神障害）対象者の病状改善と社会復帰」であり、「被害者」はその妨げにならない範囲での副次的・受動的な「情報提供」に制限されている。一方、「犯罪被害者等基本法」の制定以降、一般の刑事事件被害者については大きく前進し、刑法39条被害者の権利との格差が広がっている。これを解決するためには、犯罪被害者等基本法の理念に基づき、医療観察法の改正が望ましいが、当面は「通達」等による迅速な運用改善を図ってほしい。</p> <p>具体的には</p> <p>① 医療観察法第11条（合議制）において、裁判官が第12条（裁判官の権限）、第13条（意見を述べる義務）の職務を果たすために、被害者への事情聴取を義務付ける。</p> <p>② 法第31条（審判期日）において、裁判官による被害者の心情報告を義務付ける。</p> <p>③ 法第47条（被害者等の傍聴）について、被害者等から申し出があった場合「審判を傍聴することを許すことができる」は「審判を傍聴することができる」に改める。</p> <p>④ 法第48条（決定通知）について、「ただし、…医療又は社会復帰を妨げるおそれがあり相当でない」と認められるものについてはこの限りではない。」は削除する。</p>		<p>全般として、今後の施策等の実施に当たり、参考とさせていただきますが、各論は次のとおりです。</p> <p>①、②について、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）による処遇は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療等を行うことにより、本人の社会復帰を促進するために行うものであって、刑罰に代わる制裁を科すものではなく、そのような処遇を決する同法の審判手続において裁判所に被害者からの事情聴取を義務付けたり、その結果を審判対象者に伝達することを義務付けたりする制度とすることは、同法の制度趣旨との関係で慎重な検討を要します。</p>

215	その他	<p>⑤ 「地域社会処遇ガイドライン」総論（7）「地域住民への配慮」について、「地域住民及び被害者等への配慮」に改め、各〇の冒頭を「地域社会及び被害者等」とする。</p> <p>⑥ 「地域処遇ガイドライン」各論（3）「通院・退院決定」について被害者等の要望があった場合、保護観察所が処遇変更理由及び日時等について通知することとする。</p> <p>⑦ その他被害者等への対象者の処遇情報等について制限する表現については、被害者等から要望があった場合、原則情報提供することに是正すること。</p>	<p>B（①～④）はD、⑤と⑦はA、⑥はC）</p> <p>③、④について、医療観察法は、被害者やその遺族が対象者の処遇に強い関心を抱くことは当然であることを踏まえて、被害者等による記録及び証拠物の閲覧・謄写（医療観察法第32条第1項）、審判の傍聴（同法第47条第1項）、審判結果の通知（同法第48条第1項）を、一定の要件の下で認めているものの、同法の審判は、対象者の精神障害の状態や生育歴等、プライバシー保護の必要性が高い情報が明らかになり得る場であり、公開の法廷で行われる刑事事件と異なり、そのような審判の状況やその結果が公になることにより対象者の治療や円滑な社会復帰に支障を来すおそれもあると考えられることから、被害者等からの申出があれば弊害が大きくても必ず傍聴を許すものとしたり、決定の理由の要旨を通知するものとしたり、被害者等に情報提供したりする制度とすることについては、慎重な検討を要します。</p> <p>⑤について、医療観察法に基づく「地域社会における処遇のガイドラインについて」の修正は、その修正意図が明確でないことに加え、当該修正により本来の文意が損なわれるおそれもあることから、検討した結果、計画案文の修正は行わないこととさせていただきます。</p> <p>⑥について、被害者等に対する情報提供の在り方については、第36回基本計画策定・推進専門委員等会議において検討済みですが、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>⑦について、被害者等に対する情報提供の原則化については、医療観察対象者の個人情報保護も考慮する必要もあることから、検討した結果、計画案文の修正は行わないこととさせていただきます。</p>
-----	-----	---	---

216	その他	<p>被疑者に刑法39条適用が想定される殺人事件のうち、(家族間殺人でなく)第三者間殺人事件について</p> <p>① 被害者等の被害の甚大さと遺族の被害回復権支援の不可欠性・緊急性・重要性に鑑みて、並びに加害者等の加害行為の起因に関する事実検証を厳格化明確化し適正な処罰・処遇・社会施策化に繋げることが、惨禍の累積抑止と司法・医療・福祉の本来の有機的連携及び本質的機能維持に不可欠であることから、原則起訴の義務化を定める。</p> <p>② 起訴した事件に無罪判決が出て、殺人の甚大な被害が実在する事実を踏まえ、起訴した検察官を会議にかけ「被告席」と呼ばれる席に座らせる等して責任を問うことや、同理由から当該検察官の人事評価や処遇に不利益を与えることを廃止する旨明確に定めること。</p> <p>③ 検察庁内の刑事政策推進担当課の職員による「(加害者の)入口支援」と呼ばれる「不起訴化を推進し処罰適用を廃し医療・福祉対応化を斡旋する行為」や、「被害者遺族に有怨と泣き寝入りを強要する行為」は、本来検察官が捜査に邁進すべき時期に、事件の真相を隠蔽し適正な処罰・処遇適用を阻害するため禁止と定めること。</p> <p>④ 検察庁で被疑者の起訴前精神鑑定書を委嘱した時は、検察官が鑑定医による被疑者やその家族への問診時に立合い録画記録を実施し、密室で鑑定医による無罪化誘導提言等が行われないよう定めること。</p> <p>⑤ 検察庁で委嘱した被疑者の起訴前精神鑑定書が作成された時点(不起訴等の裁定前)に、担当検察官から被害者等と同鑑定書の抄本を付与し、同検察官立会のもとで鑑定医の口頭説明と質疑応答機会を付与し、刑法39条適用の想定について告知すること。また、これに対する被害者等の質疑応答機会を付与し、意見を聴取し、事件の真相究明と公平適切な処罰・処遇・被害回復に資する判断に反映すること。</p> <p>⑥ 加害者に医療観察制度の適用申立が行われた時は、被害者等を検察官に随伴した医療観察審判および同カンファレンスへの参加主体とし、意見を述べる権利を付与すること。医療観察制度運用中は被害者等をケア会議のメンバーとすること。</p> <p>⑦ 不起訴記録の弾力的開示運用が、現場の検察官の法務省通達の無認識・無理解・運用回避の現状にあることや、一般の被害者等にとっては難解で障害が多く「絵に描いた餅」のような無機能・長期化・負担過大である現状を踏まえ、起訴事件との開示の格差を是正する施策を再度検討し施策化すること。</p>	D(⑥の内容はA、⑦の内容はB)	<p>① 犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないものと考えます。</p> <p>② 犯罪被害者等施策のテーマに必ずしも関連しないものと考えます。</p> <p>③ 犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないものと考えます。</p> <p>④ 御指摘の「無罪化誘導提言」の指すところが必ずしも明らかではありませんが、事実誤認であると思われます。</p> <p>⑤ 被害者等への情報提供や説明については、個別事案ごとに捜査・公判に支障を及ぼすおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれ等を考慮して相当性を判断する必要があります。</p> <p>⑥ 被害者等がケア会議に参加することについては、医療観察法の制度趣旨に沿わないことから、計画案文の修正は行わないこととさせていただきます。</p> <p>⑦ 御意見は、今後の不起訴記録の開示に関する施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。</p>
217	その他	<p>初動捜査機関の警察において、(家族間殺人でなく)第三者間殺人事件は、被疑者に刑法39条適用が想定される場合であっても、捜査の簡素化を厳に改め、刑法39条適用が想定されない事件と同等に、客観性ある捜査と証拠保全を厳格に行うこと。</p>	D	<p>警察は、刑法39条の適用が想定されるか否かにかかわらず、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づき適切に対処しております。</p>
218	その他	<p>精神障害者である裁判当事者が関わる事件の取扱いについて必要な知見・適正な判断力を欠く裁判官や裁判所職員が非常に多い。</p> <p>また、被害者等基本法の知見がなく、被害者等の権利、プライバシー・安全保護に無理解な裁判官や裁判所職員が非常に多い。研鑽と厳格な人事的施策がとられるべきである。</p>	D	<p>裁判所は行政機関ではないため、裁判所の運用に関して基本計画に盛り込むことは困難です。</p>
219	その他	<p>「事故」ではなく「事件」であることの認識を推進してほしい。落ち度もないまま被害を受けたり命が奪われたりしたケースは、「交通事故」ではなく「交通犯罪」として扱うことが適切である。それらは処理すべき「事故」ではなく、捜査すべき「犯罪事件」であるからである。そのような認識を基礎に、既存の交通課の中でも「交通犯罪捜査係」を配置し、その係の担当警察官が捜査を進めるように求める。これらの「犯罪事件」捜査の場合、自損事故や物損事故などと同一部署で同列に扱うべきではない。</p>	C	<p>第29回専門委員会会議において検討済みです。</p> <p>なお、交通事故事件捜査が犯罪捜査であることは周知の事実であり、引き続き交通事故被害者等の真実を知りたいという強い要望に応えるべく緻密な交通事故事件捜査を推進してまいります。</p>
220	その他	<p>道路標識体系の見直しを求める。日本の道路標識は多くの人にとってわかりにくい。例えば、欧米では青地に白矢印で進行方向だけ誘導する道路標識が主流で、運転手がパニックにならないように計算された道路設計がなされている。こうした外国の例も参考にして、わかりにくさを少しでも減らすよう、道路標識を一瞬で判断できるものに変えるよう国土交通省とも連携して進めていただきたい。</p>	D	<p>犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないものと考えます。</p>

221	その他	高齢者の運転免許制度のあり方を検討してほしい。現在、後期高齢者の運転免許更新期間は3年であるが、その間に進む可能性の高い認知能力の衰えのスピードを考えると、後期高齢者の運転免許更新期間はもっと短縮しないと、「本当に運転できる人なのか」を見定めるための運転免許制度の主旨からも乖離する。また、アプリ等を活用した、どこでも簡単にできる運転能力シミュレーションテストを運転免許更新制度に取り入れてほしい。そうすれば周囲や家族も運転免許の返上や更新見送りを説得しやすくなり、本人も運転はもうやめるべきだと納得しやすくなるはずである。	D	犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないものと考えます。
222	その他	事故捜査の外部委託を推進していただきたい。事故捜査の実況見分調書を見ると、事実とかけ離れた記述がされていたというケースを時々聞く。加害者の自己弁護のための主張がまかり通り、その過失が過少評価され、「死人に口なし」の状況で調書が作成されてしまう。そして、そんな調書を元に刑事裁判が進められ、執行猶予付きなどの軽い判決に終わってしまう。警察官の多くはキャパオーバーのなかでの捜査を余儀なくされ、十分な調書作成もままならない現実があることから、民間調査会社に一部でも事故調査を業務委託すれば、丁寧な実況見分調書作成を可能にする時間を作ることができるようになる。民間調査会社の活用を推進してほしい。	D	犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないものと考えます。 なお、捜査内容等の外部への提供は、捜査・公判に支障を及ぼすおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれ等を考慮してその相当性を判断する必要性があり、慎重な検討を要するものと考えます。
223	その他	調書作成にあたっての記録性の確保を提案する。警察官は捜査過程で作成した実況見分調書などの司法書類が、例えば刑事では不起訴処分だった事件でも、民事裁判では極めて重要な書証となりえることに思いを馳せてほしい。そして、その重責を認識して書類作成にあたることを求める。具体的には、散乱物の位置状況やタイヤ痕などの計測記録、写真撮影による証拠保全は必ず行い、数年後でも正確に現場現況を再現可能な記録を残すように指導・通達をお願いしたい。	D	犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないものと考えます。
224	その他	ひき逃げ死亡事故捜査の鑑定二次チェック体制化と時効撤廃を求める。犯人逃亡中のひき逃げ死亡事故捜査では、複数の別専門家による二次鑑定実施の制度化を強く要望する。 また、ひき逃げ死亡事故に関する時効撤廃を求める。家族の命を奪われて、真実を知ることもできず、一生苦しみ悲しみ続ける遺族の存在に思いを馳せてほしい。それを考えれば、殺人だけではなく交通犯罪や重過失致死事件でも、時効の存在自体が決して有益なものになっていないことが想像できると思う。	D	犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないものと考えます。 なお、警察においては、都道府県警察本部に交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官を設置し、重大・悪質な交通事故事件等について、組織的かつ重点的な捜査を行っております。
225	その他	裁判での二次被害抑止を求める。交通犯罪では民事裁判になると、加害者・加害者弁護士・保険会社の主張が荒唐無稽で侮辱的なものに転じる。遺族の尊厳を踏みにじるものが多く、そのあまりのひどさに自殺を考える遺族もいる。「死」という結果に対し、どのような立場でも最低限の敬意は払うべきである。死者に対して最低限の敬意を払わず、明らかに荒唐無稽な主張をする弁護人を排除するため、法務省において、弁護士「法」を改正し、弁護人の活動に一定の歯止めをかけていただきたい。	D	弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とし、その使命に基づき、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない（弁護士法第1条第1項、第2項）とされている上、弁護士が、同法、所属弁護士会又は日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があったときは懲戒を受けることとされており（同法第56条第1項等）、同法において、違法、不当な弁護士の活動に対する措置が設けられていることから、同法を改正し、現行法の規定を超えて弁護士の活動を制限することについては、極めて慎重に検討する必要があると考えております。
226	その他	交通事故に対し厳罰化してほしい。また、自動車免許制度について、交通事故撲滅からも制度面からも、免許取消期間や再免許の取得については厳しい制度になるよう見直してほしい。	D	犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないものと考えます。

227	その他	性的暴力のすべての被害者に専門的かつ一貫したサポートサービスの提供が必要である。専門的性的暴力組織や独立した性的暴力アドバイザーを活用し、専門家の訓練を受けた性的暴力ボランティアと協力して支援する。	C	第35回専門委員会会議において検討済みですが、ワンストップ支援センターにおける相談員等に対する研修を実施しており、引き続き、相談員や関係機関の対応能力の向上を図ってまいります。
228	その他	性犯罪の被害者が裁判を起こす際に、精神的・経済的な支援体制があることを望む。	B	ワンストップ支援センターでは、法律相談、同行等の法的支援を実施しています。また、法テラスにおいては、民事法律扶助の活用（施策番号1）、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介体制の整備（施策番号2、198）等を実施しているところです。御意見は、今後のこれらの施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。
229	その他	性的虐待や性犯罪・性暴力被害者に対する中長期的な生活支援制度を整備すること。	B	御意見は今後の施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。
230	その他	性犯罪・性暴力に関して「同意のない性的な行為は『性暴力』である」など、「性的同意」に関するものを始めとして性暴力に関する啓発を幅広く行うこと。	B	令和2年度の「女性に対する暴力をなくす運動」では「性暴力を、なくそう」をテーマとし、「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」ことなど、全国的な広報啓発活動を行いました。引き続き広報啓発活動の強化に努めてまいります。
231	その他	国と都道府県は性暴力被害者の代表を常勤職員として雇用して、常に体系的に性暴力被害者の意見を聞くべきだ。また、国と都道府県は性暴力被害当事者からなる性暴力被害者支援審議会を首相官邸と都道府県知事室の中に作り、年に4回性暴力被害者支援審議会を開催し性暴力被害者の意見を聞くべきだ。イギリスでは政府とロンドン市がVictims Commissioner 2を雇用して犯罪被害者の意見を体系的に聞き、国やロンドン市の犯罪被害者支援政策に犯罪被害者の意見を生かす制度がある。たとえばロンドン市は年に4回犯罪被害者当事者からなる犯罪被害者会議を行い、Victims Commissionerやロンドン副市長が犯罪被害者の意見を体系的に聞いている。	D	犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないものと考えます。
232	その他	性犯罪被害者は長年被害の記憶は凍結されている場合がある。時効を撤廃して全ての被害者を救済してほしい。	D	犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないものと考えます。 また、この問題については、現在、法務省において開催されている性犯罪に関する刑事法検討会において検討されていることから、見直しの場で検討することは困難です。

233	その他	米国のACE研究のような幼児期の逆境体験がその後の生活にどのような影響を与えるのかを明らかにする調査研究を行うこと。	D	<p>犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないものと考えます。</p> <p>なお、平成30年度に実施した調査研究では、児童虐待をした保護者の生育時の状況として、何らかの虐待を受けたものは約13パーセントでしたが、保護者が子どもを虐待するのは、</p> <p>① 子ども時代に大人から愛情を受けていなかったこと ② 生活にストレスが積み重なって危機的状況にあること ③ 社会的に孤立し、援助者が会いにくいこと ④ 親にとって意に沿わない子</p> <p>などの要因があり、様々な要因が複合的に絡み合っていることによるものであると認識しています。</p>
234	その他	DVに関する保護命令は要件も審査も厳しく、被害者が申立てをしても取り下げ勧告をうけてしまう事案を聴いている。これは、保護命令制度の不備や理解の遅れた裁判所の問題ではないか。警察の感覚と司法の感覚とでずれが生じているように思う。	D	<p>犯罪被害者等施策のテーマにとどまらないものと考えます。</p> <p>なお、裁判所は行政機関ではないため、裁判所の運用に関して基本計画に盛り込むことは困難です。</p>
235	その他	DVや虐待があった家庭における面会交流の強制・強要に反対する。また、面会交流不履行については、間接強制という制度があるのに、養育費が算定表以下の費用になってもお咎め無しで、養育費未払いでも罰則がない。面会交流と養育費はバスターではない。	B	面会交流や養育費を含む父母の離婚に伴う子どもの養育の在り方に関しては、現在、法務省の担当者も参加する家族法研究会において検討を進めております。
236	その他	共同親権、共同養育はDV被害者にとって安心できない制度である。	B	親権を含む父母の離婚に伴う子どもの養育の在り方に関しては、前記家族法研究会で検討を進めております。
237	その他	法テラスを使っても弁護士の報酬が低く、自分の弁護士が何とか早く終わらせようと依頼者に妥協を迫るという話を聞く。また、DV加害者による悪質な訴訟の連発（いわゆるリーガルハラスメント）の規制も必要である。	B	御意見は、民事法律扶助の活用（施策番号1）、DV等被害者法律相談援助の利用促進（施策番号94）等に当たり、参考とさせていただきます。
238	その他	養育費の時効を撤廃してほしい。日本ではあまりに養育費不払いが多すぎる。養育費不払いは、経済的DVであり、児童虐待である。養育費不払いの加害者を許さないという社会の認識に変えてほしい。	B	法務省では、厚生労働省と連携して、養育費の不払いの問題について検討を進めておりますが、養育費の時効の撤廃については、消滅時効制度全体との関係でも検討を行う必要があり、これを直ちに実施することは困難と考えております。
239	その他	DV虐待被害者に対する生活面のケアについて、長期的な公的支援体制を望む。	B	<p>御意見は、今後の施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。</p> <p>また、DV被害者の保護、自立支援については、婦人相談所一時保護をはじめ、婦人保護施設において中長期的な支援を実施し支援体制の充実を図っています。</p> <p>さらに、児童養護施設等を退所した子どもが新しい環境下で安定した生活を継続できるよう、必要に応じ、要保護児童対策地域協議会の活用などにより、子どもに対し相談や定期的な訪問等による子どもと保護者が新しい関係を構築する支援を行うなどしています。</p>
240	その他	女性相談員やシェルター職員の名前がDV加害者側に知られてしまい、役所へのクレームや職員個人への誹謗中傷があると聞いている。DV被害者の一時的な避難にかかわる職員は、本名ではなく、仮名を用いることを認めるなどの工夫が必要だと思う。	B	婦人相談員相談・支援指針において、「外部からの電話には個人名を名乗らない、加害者と対面する場合は名札をつけない等の対策を考える」などの婦人相談員の安全対策について示しており、これらを含め、御意見は今後の施策の実施に当たり参考とさせていただきます。

241	その他	DV被害によるPTSDは精神科医師の投薬だけでは根本的な治療にならないため、心理士による心理療法の費用の助成が切実にほしい。	B	御意見は、今後の施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。 また、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設において、入所者の心理的ケアを行う心理療法担当職員を配置した場合に「心理療法担当職員雇上費加算」として助成しており、引き続き、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設における心理療法担当職員の配置促進に努めてまいります。
242	その他	精神的・経済的・性的暴力に関してはそれを訴えてきた被害者の話をまずは聞き取りDVや児童発達等の専門家に繋ぐなどして、警察・特に生活安全課がDV・虐待の「ワンストップ」的な被害者にとって一つの選択肢となりえるようなシステムの構築を求める。	B	御意見は、警察において配偶者からの暴力等事案への対応を推進するに当たり、今後の参考とさせていただきます。
243	その他	警察内に刑事ではなく、独立したDV被害者の心理サポートと刑事との調整役を担うアドバイザーを置いてほしい。	B	御意見は、警察において配偶者からの暴力等事案への対策を推進するに当たり、今後の参考とさせていただきます。
244	その他	警察署の生活安全課では、DV相談記録は1年、起訴猶予になった際の調書や写真などあらゆる関連情報が5年で消えてしまっていると聴いており、事件当時、そのような説明は受けていなかった。子どもがいる限りDV加害者との関係を断ち切ることはできず、いつ何時その相談記録が必要になるかわからないので、相談記録・事件記録の保管期間は最低10年以上にしてほしい。	B	各都道府県警察において、文書の保存期間が定められており、それに応じて保存しているところです。御意見については、今後の御参考とさせていただきます。
245	その他	親子間にもストーカー規制法を適用してほしい。	D	親子間であっても、恋愛感情その他の好意の感情等を充足する目的でつきまとい等行為が行われた場合には、ストーカー規制法の対象となり得ると考えられます。
246	その他	DVは、家庭内の暴力として犯罪とされづらい（民事不介入）という状況も変えてほしい。DV防止法の強化で、精神的な暴力等も警察が介入できるようにしてほしい。	B	御意見は、今後の施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。
247	その他	DV被害者に対する警察の対応について、 ① 警察の相談窓口を役所の窓口と並べて設けるなど相談しやすくしてほしい。 ② 具体的に警察がどのような事をしてくれるのかの周知してほしい。 ③ 相談した担当者からの二次被害を防止してほしい。	B	御意見は、配偶者からの暴力等事案への対応を推進するに当たり、今後の参考とさせていただきます。
248	その他	DV被害を受け別居以来約7年間、住民票閲覧制限をかけているが、延長手続で警察の生活安全課へ相談した際、担当した男性から「110番登録を、特に危険が無いようなら一度解除しては」と数回言われた。加害者に住所が伝わらないことも重要だが、被害者が安心出来るアイテムのひとつとして、110番登録についてもDV支援措置のひとつとして、同様に扱っていただきたい。	D	110番緊急通報登録システムへの登録については、警察本部長等の援助の一例として行っており、今後も引き続き適切に実施してまいります。 御意見は、配偶者からの暴力等事案への対応時の参考とさせていただきます。
249	その他	身体的DV以外のDVでも支援措置と保護命令を受けられるようにしてほしい。	B(住民基本台帳事務はD)	御意見は、今後の第4次犯罪被害者等基本計画の実施に当たり、参考とさせていただきます。 なお、配偶者からの暴力について、配偶者暴力防止法第1条の規定によれば、身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれることから、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置上も同様の取扱いとしております。
250	その他	DV被害を受けているが、男女参画センターや自治体の福祉課も統一した回答もしてくれず、たらい回しである。子どもを抱えて、色々な所を回るのには困難である。声を大きく出したくても、配偶者の恐怖から逃れているので出せない。海外では、非身体的暴力もDVとして対象になっている。DVの対象を拡大、配偶者からの避難援助、生活支援、弁護士費用の支援、相談先の回答の統一化をお願いしたい。	B	御意見は、民事法律扶助の活用（施策番号1）やDV等被害者法律相談援助の利用促進（施策番号94）等、今後の施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。 また、DV被害者の保護、自立支援については、婦人相談所一時保護をはじめ、婦人保護施設において中長期的な支援を実施し支援体制の充実を図っています。

251	その他	現在、精神的経済的性的暴力は、DV防止法で保護対象とはなっていないので、対象としてほしい。	B	御意見は、今後の施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。
252	その他	DV被害者にとって、安心した生活を送るには「加害者からの永久的な保護」が必要不可欠である。その実現のために司法や行政・民間との縦横、自治体を超えての連携で被害者を安全に避難させられるシステムができることを望む。	B	御意見は、配偶者からの暴力等事案への対応を推進するに当たり、また、今後の参考とさせていただきます。DV被害者の支援については、加害者等の追及から逃れるため、都道府県域を超えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応が必要な場合もあることから、引き続き各都道府県間や関係機関と連携し、被害者の安全確保を図ってまいります。
253	その他	DV被害者を支援する民間団体は人手不足で自立後の見守り支援まで手が回らない。民間支援団体に今まで以上のサポートを担わせるならば、予算を増やしてほしい。	B	御意見は、今後の施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。 また、DV被害者等自立生活援助事業において、婦人相談所の一時保護（一時保護委託含む）解除後のDV被害者等の自立支援・定着支援を実施しております。
254	その他	DV被害者に関する民間シェルター、地方公共団体、婦人相談所、警察においては、知識と経験と熱意のある専門のDV相談員・支援員の雇用をお願いしたい。	B	御意見は、今後の施策の実施に当たり、また、警察において配偶者からの暴力等事案への対策を推進するに当たり、今後の参考とさせていただきます。婦人相談員については、都道府県、市が委嘱し主に婦人相談所や福祉事務所に配置し、DV被害、ストーカー被害等様々な困難を抱える女性の相談支援を実施しており、御意見も踏まえ、引き続き婦人相談員の配置促進について、都道府県等に対して働きかけてまいります。